

# 令和元年度 第1回山形のみちづくり評議会

日時：令和元年 11月 28日（木）

14:00～16:00

場所：1502 会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

議題 1 平成 30 年度 道路事業の達成度報告 資料 1

議題 2 山形県道路中期計画 2028 の取組

1) 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の取組

資料 2

2) 重要物流道路の指定 資料 3

3) 高規格道路の整備に向けた取組み 資料 4

4) 山形県無電柱化推進計画 資料 5

5) 山形県自転車活用推進計画 資料 6

4 その他

5 閉 会

令和元年度 山形のみちづくり評議会委員名簿

R1.11.28

	氏 名	役 職	地 区	
会 長	柴田 洋雄	山形大学名誉教授	全県	
委 員	貝山 道博	東北文化学園大学総合政策学部 教授 元山形大学人文学部 教授	全県	
	藤田 美和子	NHK山形放送局 局長	全県	欠席
	塩原 未知子	有限会社テンプレス アートディレクター	村山地域	
	津藤 真知子	株式会社もがみ物産協会 常務取締役	最上地域	
	宮原 博通	株式会社 和のくらし文化研究所 所長	置賜地域	
	池田 真知子	海辺のお宿 一久 若女将	庄内地域	欠席
	小山 恵子	酒田みちみらい女性の会 会長	庄内地域	
	皆川 和明	東日本高速道路株式会社東北支社 山形管理事務所 所長	全県	
	竹下 正一	国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 所長	全県	代理 山形河川国道事務所副所長 石井 真吾
	角湯 克典	山形県県土整備部 部長	全県	

(敬称略)

# 平成30年度 達成度報告書

山形県県土整備部道路整備課  
道路保全課  
都市計画課

令和元年 11 月 28 日

## 1 山形県道路中期計画について

## 2 10のみちづくり施策の達成状況

最 優 先)	1. 高速道路・地域高規格道路の整備中区間の供用と未着手区間の着手	2
最 優 先)	2. 高速道路ネットワーク形成と連携したICアクセス道路等の整備推進	4
選択と集中)	3. 生活圏間・主要都市間ネットワークの整備推進	6
選択と集中)	4. 生活幹線道路ネットワークの整備推進	8
選択と集中)	5. 中心市街地や都市の拠点機能を高める都市基盤の推進	10
最 優 先)	6. 人に優しい道路空間の整備推進	12
最 優 先)	7. 緊急輸送道路の強化の推進	14
選択と集中)	8. 一般道路の機能向上の推進	16
最 優 先)	9. 予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化	17
選択と集中)	10. 県民協働と効率的な道路維持管理の推進	20

## 3 総括

# 1 山形県道路中期計画について

## ■みちづくりの考え方(施策の進め方)

厳しい財政状況の中で、効率的に「山形のみちの将来像」を実現し、かつ県民の皆様の豊かさに少しでも結び付けられるよう、以下に示す考え方で概ね10年のみちづくりを進めていく。

### ～選別の視点～

**考え方1「最優先する施策」**・・・今後10年間で重点投資をしていく施策であり、優先的に必要額を確保するように取り組む。

**考え方2「選択・集中する施策」**・・・市町村や地域の意見を聴きながら、効果的・効率的に取り組む。

### ～効果発現の視点～

**考え方3「事業効果の早期発現」**・・・事業を早期に完了できる路線選定のための事前調査や関係者との事前協議、段階的な供用が可能な整備の実施、短期・安価で実施可能な施工方法の検討、また考え方1および2に挙げた「重点化を図る選別の視点」を徹底することで、事業効果の早期発現に向けて積極的に取り組む。

### ～事業効果の検証～

PDCA サイクルの徹底と的確な中期計画の見直し



## 山形県中期計画改訂版 山形のみちしるべ 2018

平成26年3月改訂

### ■「5つのみちづくり方針」とそれを具体化する「10のみちづくり施策」

#### 5つのみちづくり方針

#### 10のみちづくり施策

最優先の施策

選択と集中の施策

(活力・交流)

1. 活力と交流を生み出す  
みちづくり

1. 高速道路・地域高規格道路の整備中区間の供用と未着手区間の着手

2. 高速道路ネットワーク形成と連携したICアクセス道路等の整備推進

(暮らし・地域)

2. 暮らしと地域を支える  
みちづくり

3. 生活圏間・主要都市間ネットワークの整備推進

4. 生活幹線道路ネットワークの整備推進

(人・環境)

3. 人と環境を大切にする  
みちづくり

5. 中心市街地や都市の拠点機能を高める都市基盤の推進

6. 人に優しい道路空間の整備推進

(安全・安心)

4. 安全と安心を確保する  
みちづくり

7. 緊急輸送道路の強化の推進

8. 一般道路の機能向上の推進

(保全・協働)

5. 次の世代に継承できる  
みちづくり

9. 予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化

10. 県民協働と効率的な道路維持管理の推進

## 2 10のみちづくり施策の達成状況

### 最優先) 1. 高速道路・地域高規格道路の整備中区間の供用と未着手区間の着手

#### ■プロジェクトの方針

- 高速道路：現在事業中区間95kmのうち、「酒田みなとIC～(仮)遊佐烏海IC」間(H21事業着手)、泉田道路(H24事業着手)、遊佐象潟道路、朝日温海道路(H25事業着手)、新庄金山道路(H27事業着手)、金山道路(H30事業着手)、真室川雄勝道路(H29事業着手)計約47kmを除く約48kmの供用(供用率約80%の達成)  
 :新潟・秋田県境の未着手区間の着手(朝日温海道路、遊佐象潟道路の事業着手により目標達成)  
 地域高規格道路：計画路線2路線約100kmについて、事業中区間約19kmの供用(供用率45%の達成)  
 :未着手区間および石巻新庄道路の事業着手  
 追加IC：追加インターチェンジと高速道路の一体的整備

#### ■取り組み(H31.3時点)

	高速道路	地域高規格道路
供用済の区間	[日本海沿岸東北自動車道] あつみ温泉IC～鶴岡JCT(H23年度供用) [東北中央自動車道] 新庄北道路(H22年度供用) 尾花沢新庄道路(H26年度供用) 福島大笹生IC～米沢北IC(H29年度供用) 大石田村山IC～尾花沢IC(H30年度供用) 東根IC～東根北IC(H30年度供用)	[新庄酒田道路] 新庄古口道路 (H27年度、H30年度部分供用済) 余目酒田道路 (H27年度部分供用、H29年度全線供用)
整備促進供用を目指す区間(事業中)	[日本海沿岸東北自動車道] 酒田みなとIC～(仮)遊佐烏海IC 遊佐象潟道路、朝日温海道路 [東北中央自動車道] 南陽高畠IC～山形上山IC(H31.4.13供用済)、 東根北IC～大石田村山IC、泉田道路、新庄金山道路 金山道路、真室川雄勝道路	[新庄酒田道路] 新庄古口道路(H27年度、H30年度部分供用済)、 高屋道路 [新潟山形南部連絡道路] 梨郷道路
新規着手を目指す区間	[東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)] 月山IC～湯殿山IC	[新庄酒田道路] 古口～草薙、戸沢～庄内(立川)(RO1計画段階評価を進めるための調査に着手)、庄内(立川～余目) [新潟山形南部連絡道路] 小国道路(RO1継続)、小国～長井 [石巻新庄道路] 石巻～新庄
追加IC	[日本海沿岸東北自動車道] いらがわIC、三瀬IC、鶴岡西IC(H23年度供用) [東北中央自動車道] 米沢中央IC(H29年度供用)、東根北IC、大石田村山IC(H30年度供用)	酒田中央IC(H27年度供用)

#### ■実施事業例

- 事業名：東北中央自動車道(東根IC～尾花沢IC)  
 ・大石田村山IC～尾花沢IC(平成30年度供用)  
 ・東根IC～東根北IC(平成30年度供用)

#### ○整備の経緯・目的

東北中央自動車道は、福島県相馬市から秋田県横手市間に計画されている延長約268kmの高規格幹線道路である。当該区間は、既開通区間と共に高規格幹線道路ネットワークを形成することで、広域的な交流・連携の促進及び沿線地域の物流強化や観光促進、交通混雑の緩和、道路寸断に対する代替性の確保を目的として整備が進められている。

#### ○整備内容

高速道路整備 東根IC～尾花沢IC  
 延長L=23.3km(H30一部供用)、幅員W=13.5m



▲東北中央自動車道の整備状況(大石田村山IC付近)

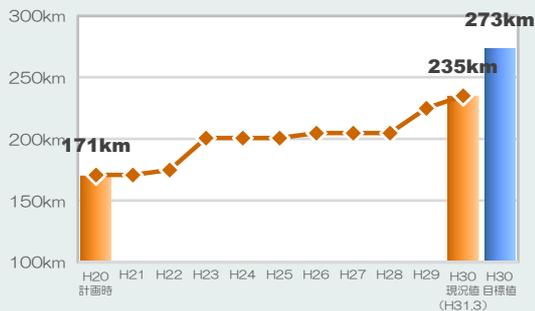


▲東北中央自動車道の整備状況(東根北IC付近)

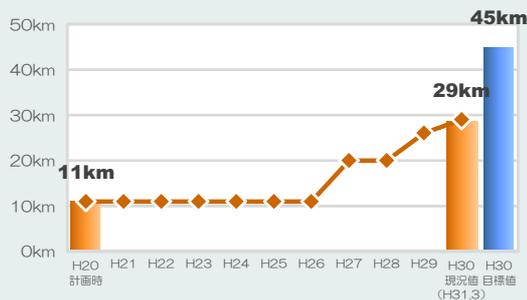
■指標

■事業中箇所図(H31.3時点)

(1) 高速道路の供用延長



(2) 地域高規格道路の供用延長



■達成状況と今後の取り組み

【平成 30 年度までの取組み】

- H24.3 供用開始 日本海沿岸東北自動車道 (あつみ温泉 IC~鶴岡 JCT) (25.8km) (庄内 1)
- H26.11 全線開通 尾花沢新庄道路 尾花沢 IC~野黒沢 IC (4.0km) (全延長 18.2km) (村山 3)
- H27.11 一部開通 新庄古口道路 (一部区間 2.4km) (最上 5)
- H27.11 一部開通 余目酒田道路 (一部区間 5.9km) (庄内 6)
- H29.11 供用開始 東北中央自動車道 (福島大笹生 IC~米沢北 IC) (35.6km) (置賜 2~3)
- H30.3 全線開通 余目酒田道路 (6.8km) (庄内 6)
- H30.4 一部開通 東北中央自動車道 (東根 IC~尾花沢 IC) (一部区間 5.3km) (村山 2)
- H30.7 一部開通 新庄古口道路 (一部区間 2.2km) (最上 5)
- H31.3 一部開通 東北中央自動車道 (東根 IC~尾花沢 IC) (一部区間 4.3km) (村山 2)

※ ( ) 内は「山形県道路中期計画山形のみちしるべ 2018」における代表事例箇所の番号

【今後の取組み】

- 日本海沿岸東北自動車道
  - ・酒田みなと IC~ (仮) 遊佐鳥海 IC【庄内②】
  - ・遊佐象潟道路【庄内②】
  - ・朝日温海道路【庄内①】
- 東北中央自動車道
  - ・南陽高畠 IC~山形上山 IC (H31.4.13 供用済)
  - ・東根北 IC~大石田村山 IC【村山①】
  - ・泉田道路【最上①】
  - ・新庄金山道路【最上①】
  - ・金山道路【最上①】
  - ・真室川雄勝道路【最上①】
- 新庄酒田道路
  - ・新庄古口道路【最上②】
  - ・高屋道路【最上②】
- 新潟山形南部連絡道路
  - ・梨郷道路【置賜①】
  - ・小国道路【置賜②】

※【 】内は「山形県道路中期計画 2028」における代表事例箇所の番号

## 最優先) 2. 高速道路ネットワーク形成と連携したICアクセス道路等の整備推進

### ■プロジェクトの方針

高速道路・地域高規格道路の整備とともに、高速道路等の利便性向上のためのIC、追加ICへのアクセス道路の整備を促進する。  
また、既存ICへのアクセス性を向上させるための道路整備も合わせて推進する。

### ■取り組み

- ・ 新設ICと市街地を連結し、高速道路の利便性を向上させるアクセス道路の整備
- ・ 市街地、駅、空港などと高速道路をより効率的に結び付け、観光客などの訪問者が高速道路を効果的に利用できるようにするための道路整備
- ・ 農・水産生鮮食料品等の輸送車両を迅速に高速交通網に乗せるための道路整備

### ■実施事業例1

事業名：(主) 寒河江村山線 (松沢橋工区) (平成30年度供用)  
東根市大字松沢地内

#### ○整備の経緯・目的

主要地方道寒河江村山線は、東根北ICから国道13号やさくらんぼ東根温泉へのアクセス道路として、十分な機能を果たせていない路線であった。

本事業は、国道13号から東根北ICへのアクセス向上による、物流の効率化、観光振興への寄与を目的として実施したものである。



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

#### ○整備内容

延長 L=1.3km、幅員 W=6.5(9.5)[12.0]m



## ■実施事業例2

事業名：一般国道287号（川西バイパス）  
川西町時田～西大塚地内



地図出典：Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

### ○整備の経緯・目的

一般国道287号川西バイパスは、米沢市と東根市を結ぶ主要幹線道路であり、新潟山形南部連絡道路梨郷道路と一体となって広域ネットワークを構成する。梨郷道路（川西 IC）へのアクセス道路として、公立置賜病院へのアクセス性向上や物流の効率化、置賜地域における地域間交流の活性化などに資する道路である。

### ○整備内容

延長 L=5.7km、幅員 W=6.5(10.5)[27.0]m

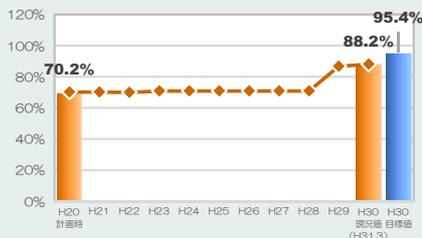


▲整備の状況

## ■指標

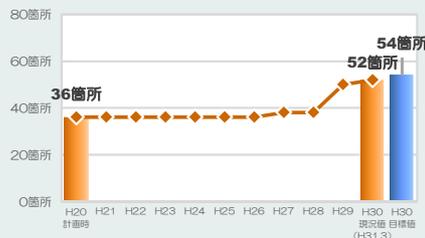
### (3) IC30分圏域県内人口率

：県内在住者のうちICまで30分でアクセス可能な人口の割合



### (4) IC10分圏工業団地数

：工業団地のうちICまで10分以内でアクセス可能な団地数（全81か所）



### (5) IC30分圏主要な観光地数

：主要な観光地（10万人以上）のうち30分でアクセス可能な観光地（全92か所）



## ■達成状況と今後の取組み

### 【平成30年度までの取組み】

- |                          |                                 |
|--------------------------|---------------------------------|
| (都) 山形停車場松波線 諏訪町(村山 旧8)  | (国) 112号 酒田南拡幅(庄内 旧10)          |
| (都) 東原村木沢線 春日町(村山 旧9)    | (主) 酒田松山線 飛鳥(庄内 旧12)            |
| (主) 山形山寺線 穂積(村山 旧10)     | (主) 菅野代堅苔沢線 五十川(庄内 旧14)         |
| (一) 下原山形停車場線 清住町(村山 旧12) | (国) 13号 大野目交差点改良(村山 10)(施策5に再掲) |
| (主) 新庄戸沢線 松本(最上 旧10)     | (一) 米沢環状線 万世(置賜 旧11)            |
| (一) 湯田川大山線 白山(庄内 9)      | (国) 287号 長井南BP(置賜 8)            |
| (一) 東根長島線 長瀬(村山 15)      | (主) 天童大江線 蔵増BP(村山 11)           |
- (主) 寒河江村山線 松沢橋(村山 14)(H30年度供用) 等が完了

※ ( ) 内は「山形県道路中期計画山形のみちしるべ2018」における代表事例箇所の番号

### 【今後の取組み】

- (国) 458号 本合海BP【最上④】
- (国) 287号 米沢北BP【置賜③】
- (国) 287号 米沢川西BP【置賜④】
- (国) 287号 川西BP【置賜⑤】
- (主) 余目温海線 温海【庄内⑤】

等を事業中

※ 【 】内は「山形県道路中期計画2028」における代表事例箇所の番号

### 選択と集中) 3. 生活圏間・主要都市間ネットワークの整備推進

#### ■プロジェクトの方針

生活圏間の主要都市や、生活圏内の中心市街地と中小都市の交流連携を進め、生活関連サービスの確保や地域社会の維持、冬期間においても生活や福祉にできるだけ影響を与えないようにするため、一般国道や主要な県道の隘路区間やボトルネック箇所の改築・拡幅（多車線化）やバイパス整備などを、選択と集中を図りながら計画的に推進する。特に、地域づくりと一体となった取り組みや、観光振興、広域医療連携など波及効果や相乗効果をもたらすような取り組みを進めていく。

また、県民から指摘が多い道路の効率的な工事の実施については、事業の施工方法等について、施設管理者との連携による対応に努める。

さらに、大災害時における被災地への支援ルートとして、早期の啓開や復旧に資する路線の整備を推進する。

#### ■取り組み(対象事業)

- ・ 地域生活圏間の連結強化により、地域間の交流を促進し活性化に資する道路の整備
- ・ 格子状骨格道路ネットワークを補完する路線の整備
- ・ 車両と歩行者が混在する状況により生じていた歩行者の危険性解消のための、歩道整備による歩車分離や、バイパス整備による通過交通の転換等の対策
- ・ 物流機能の強化等、広域的な経済活動を支援する道路の整備
- ・ 市街地と観光地間、観光地相互の移動を円滑・活性化する観光支援道路の整備
- ・ 地域生活圏の中核都市と周辺都市を結び、通勤、買い物など日常生活の利便性を向上する道路の整備
- ・ 冬期間における安全な交通を確保し、積雪による影響を生活や福祉に与えないための道路の整備
- ・ 地域の医療施設へのアクセス向上のため、隘路の解消、渋滞解消等を図る道路の整備

#### ■実施事業例1

事業名：一般国道287号（杉山（2）工区）（平成30年度一部供用）  
西村山郡朝日町杉山地内

##### ○整備の経緯・目的

一般国道287号は、米沢市を起点とし長井市、寒河江市を經由し東根市に至る、山形県内陸部を縦貫する地域生活圏間を連結する路線である。当該箇所は本路線のほぼ中央付近に位置する未改良区間であり、特に冬期間は、大型車のすれ違いに困難をきたす状況である。当該箇所の整備により、冬期間においても大型車が安心してすれ違いのできる道路となり、地域間の交流の活性化に資するものである。



##### ○整備内容

延長 L=1.7km、幅員 W=6.5(9.5)[12.0]m



## ■実施事業例2

事業名：一般国道458号（熊高工区）（平成30年度供用）  
大蔵村清水熊高地内

### ○整備の経緯・目的

国道458号は、冬期において、肘折温泉に向かう唯一の道路となるが、車道幅員が最小幅員4m程度の狭小区間があり、大型車が対向車を避けようとして事故が発生する危険な状況となっていた。  
本事業は、現道拡幅により、交通の円滑化と安全安心の確保を図ったものである。



地図出典：Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

### ○整備内容

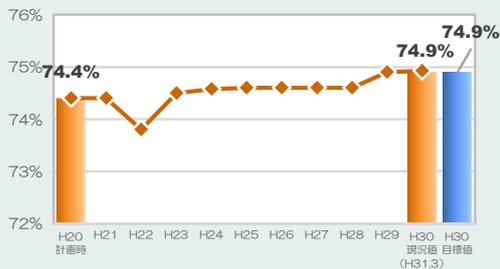
延長 L=95m、幅員 W=6.5(9.5)m



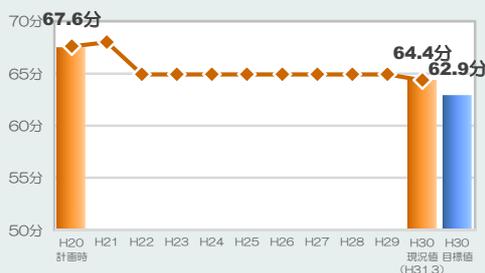
## ■指標

### (6) 二次救急医療施設10分圏域人口率

：二次救急医療施設に  
10分以内に搬送可能な人口率



### (7) 主要都市から県庁所在地への所要時間



## ■達成状況と今後の取組み

### 【平成30年度までの取組み】

- (国) 458号 山辺BP (村山 旧14)
- (国) 344号 秋山BP (最上 旧12)
- (一) 稲沢下野明線 下野明・安沢 (最上 旧13)
- (主) 米沢高畠線 長手 (置賜 旧14)
- (主) 山形南陽線 中里 (置賜 旧15)
- (一) 五味沢小国線 舟渡 (置賜 旧16)
- (国) 287号 森BP (置賜 旧13)
- (一) 下原山形停車場線 飯塚橋 (村山 28)
- (国) 458号 熊高 (最上 11) (H30年度供用)

等が完了

※ ( ) 内は「山形県道路中期計画山形のみちしるべ 2018」における代表事例箇所の番号

### 【今後の取組み】

- (国) 286号 棒原橋【村山⑪】
- (国) 458号 金沢【村山⑳】
- (国) 287号 杉山(2)工区【村山㉔】
- (国) 458号 本合海BP【最上④】
- (国) 287号 菖浦【置賜⑭】
- (主) 長井白鷹線 荒砥橋【置賜⑱】
- (国) 344号 安田BP【庄内㉒】

等を事業中

※ 【 】 内は「山形県道路中期計画 2028」における代表事例箇所の番号

## 選択と集中) 4. 生活幹線道路ネットワークの整備推進

### ■プロジェクトの方針

生活圏における中心市街地と周辺地域や中山間地域とを結ぶ、地域社会に密着した道路において、地域の利便性向上や、災害または通行止め発生時の孤立集落発生防止のため、道路の隘路区間やボトルネック箇所を解消するための改築事業等を、選択と集中を図りながら計画的に推進する。

整備にあたっては、1.5車線での道路整備を受け入れた地域の道路整備を優先的に行うなど、地域の実情を考慮する。

### ■取り組み(対象事業)

- ・ 地域の利便性や福祉環境の向上のため、地域生活圏内の中心部と周辺部の連絡を強化し、日常生活に支障となる隘路を解消するための、小規模バイパスや現道拡幅
- ・ 歩道整備や小規模バイパス整備による歩行者の安全対策
- ・ 中山間部の自動車交通量の少ない、すれ違い困難な道路においての、地域の実情を考慮した待避所整備や1.5車線道路整備
- ・ 屈曲部等の対向車の確認が困難な箇所においての、視距確保のための小規模改良
- ・ 除雪された雪による通行への影響をできるだけ与えないようにするための道路整備

### ■実施事業例

事業名：(一) 安田砂越停車場線 (上野曽根工区) (平成30年度供用)  
酒田市上野曽根地内

#### ○整備の経緯・目的

当該箇所は、一般国道344号と主要地方道酒田遊佐線の接続箇所となる区間である。歩道が無く、幅員狭小で線形も不良であったため、渋滞が発生、歩行者や自転車利用者の安全性が低下などの課題があった。本事業は、道路改良により、交通の円滑化と安全安心の確保に資するものである。



地図出典：Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

#### ○整備内容

現道拡幅 延長 L=0.4km、幅員 W=6.0(8.5)[11.0]m



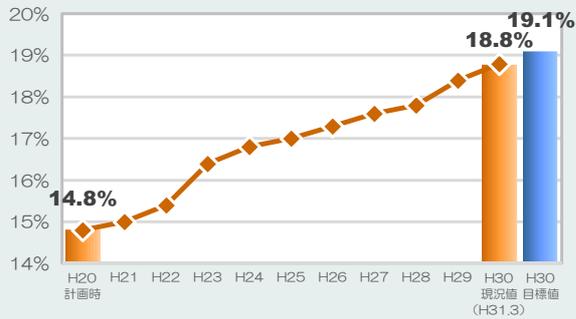
▲整備の状況



## ■指標

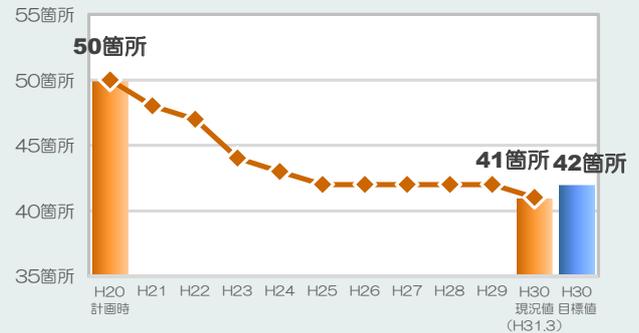
### (8) 冬道安全道路整備率

：堆雪幅が確保された道路の延長割合



### (9) バス路線での大型車すれ違い不可能箇所数

：バス路線のうち未改良道路  
(車道幅員5.5m未満)の箇所



## ■達成状況と今後の取組み

### 【平成30年度までの取組み】

- (一) 長瀬野田線 野田 (村山 旧 19)
- (主) 長井大江線 大谷 (村山 旧 21)
- (主) 新庄舟形線 本合海 (最上 旧 15)
- (一) 向町最上西公園線 月楯 (最上 旧 17)
- (一) 広幡窪田線 六郷 (置賜 旧 18)
- (主) 高畠川西線 中小松 (置賜 旧 20)
- (国) 458号 升形 (本合海踏切) (最上 13)
- (主) 大江西川線 貫見 (村山 25) (H28年度一部供用)
- (一) 銀山温泉線 寺町 (村山 27)
- (一) 安田砂越停車場線 上野菅根 (庄内 20) (H30年度供用)

等が完了

※ ( ) 内は「山形県道路中期計画山形のみちしるべ 2018」における代表事例箇所の番号

### 【今後の取組み】

- (主) 大江西川線 貫見【村山⑧】
- (主) 山形山寺線 荒谷橋【村山⑳】
- (主) 山形山寺線 高瀬川橋【村山㉑】
- (主) 新庄戸沢線 升形【下馬】【最上㉒】
- (主) 長井飯豊線 手ノ子【置賜㉓】
- (主) 玉川沼沢線 百子沢【置賜㉔】
- (一) 浜中余目線 広野【庄内㉕】
- (主) 菅野代壑苔沢線 山五十川【庄内㉖】

等を事業中

※ 【 】内は「山形県道路中期計画 2028」における代表事例箇所の番号

## 選択と集中) 5. 中心市街地や都市の拠点機能を高める都市基盤の推進

### ■プロジェクトの方針

生活圏の中心的都市内の生活関連サービスの確保や、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めるため、都市内幹線道路の隘路区間やボトルネック箇所の改築・拡幅（多車線化）、歩車道分離など必要不可欠な事業について、選択と集中を図り計画的に推進し、中心市街地の都市基盤の整備、良好な都市空間の整備を図る。

特に、都市部における日常生活や産業活動に多大な影響を与え、環境悪化に繋がるCO2の増大を助長する渋滞箇所の解消を同時に図るとともに、平成25年1月に『山形県の「主要渋滞箇所」』（115箇所（3エリア・20区間・20箇所））が公表されたことにより、新たな渋滞対策の検討を進めていく。

また、都市の骨格となるような道路については、街中観光、街歩きなど地域が取り組む中心市街地活性化対策などにより、街中が活性化するように、連携を進めていく。

### ■取り組み(対象事業)

- ・人口が集中する都市内における幹線的な都市計画道路や、渋滞の解消が不可欠な都市計画道路の整備
- ・新たな都市基盤整備や、土地区画整理事業などに伴う都市計画道路の整備
- ・新たに抽出された主要渋滞箇所の対策を検討

### ■実施事業例1

事業名：(都) 山形老野森線（一日町）（平成30年度供用）  
天童市一日町～五日町地内

#### ○整備の経緯・目的

都市計画道路山形老野森線は、天童市と周辺都市を南北に結ぶ主要な幹線道路で、通勤や通学で利用されているものの、歩道が無く、車道幅員も狭小であったため、朝夕のラッシュ時や冬期の積雪時における歩行者や自転車利用者の安全性が課題であった。

本事業は、これらの解消を目的として車道の拡幅及び歩道の整備を実施したもので、旧羽州街道を意識した街並みを整えるべく、天童市や地元と協力の下、景観に配慮した街道整備を行ったものである。



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

#### ○整備内容

歩道整備、車道拡幅、電線共同溝整備  
延長 L=0.7km、幅員 W=6.0(9.0)[18.0]m

### ■整備状況



整備前



整備後

▲街並み協定の締結による沿道の景観形成

#### 整備後の取り組み



▲道路整備の効果を上げるための天童市による街路樹や案内板などの整備

## ■実施事業例2

事業名：一般国道112号（本町工区）（平成30年度供用）  
酒田市本町

### ○整備の経緯・目的

当該箇所は、酒田市役所に隣接する道路で、市内の観光周遊ルートになっている一方で、歩道が未整備であった。本事業では、市民のための賑わい交流サロンを併設する酒田市役所改築工事に合わせて歩道整備を行い、中心市街地の活性化を図ったものである。

### ○整備内容

歩道整備  
延長 L=0.1km、幅員 W=6.5(10.0)[15.0]m

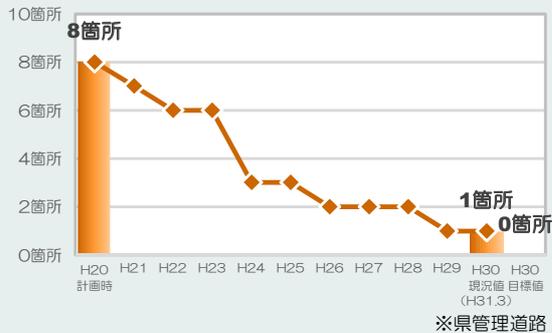


地図出典：Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved



## ■指標

### (10) 主要渋滞ポイント※解消



### (11) 県民一人あたりの渋滞損失時間の低減



## ■達成状況と今後の取組み

### 【平成30年度までの取組み】

- |                               |                        |
|-------------------------------|------------------------|
| (国) 287号 今泉交差点の渋滞対策           | (国) 112号 出羽大橋交差点の渋滞対策  |
| (主) 山形天童線 落合交差点の渋滞対策          | (都) 十日町双葉町線 幸町(村山31)   |
| (主) 山形朝日線 桜町交差点の渋滞対策          | (国) 13号 大野目交差点改良(村山10) |
| (一) 米沢浅川高畠線 中田町交差点の渋滞対策       |                        |
| (都) 山形老野森線 一日町(村山33)(H30年度供用) |                        |
| (国) 112号 本町(H30年度供用)          |                        |

等が完了

※( )内は「山形県道路中期計画山形のみちしるべ2018」における代表事例箇所の番号

### 【今後の取組み】

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| (都) 旅籠町八日町線 七日町【村山28】 | (都) 豊里十里塚線 山居町【庄内25】 |
| (都) 赤湯停車場線 二色根【置賜24】  | (都) 道形黄金線 馬場町【庄内24】  |
| (都) 鞆町成田線 本町【置賜25】    |                      |

等を事業中

※【 】内は「山形県道路中期計画2028」における代表事例箇所の番号

## 最優先) 6. 人に優しい道路空間の整備推進

### ■プロジェクトの方針

歩行者にとって安全で快適な歩行空間の整備や、交通事故のない安全な道づくりなど、県民生活に欠かせない人に優しい道路空間の整備を推進する。

特に近年、全国において登下校中の児童の列に自動車が入り込む事故が相次いで発生していることから、通学路における交通安全対策をより優先的に実施していく。

また、今後の高齢者社会を見据え、高齢者等を標準とした歩行空間のバリアフリー化等にも取り組んでいく。

### ■取り組み

- (1) 通学路等の整備
  - ・平成25年3月に策定した「通学路安全確保対策プログラム」に従い、即効性のある対策や歩道整備の推進
- (2) 歩道、自転車歩行車道の整備
  - ・快適な通行を確保するため、通学路に指定されていない路線であっても、交通量が多く、歩行者が危険にさらされている箇所への歩道の設置
- (3) 歩行空間のバリアフリー化、無電柱化、歩道の消雪等
  - ・バリアフリー化として「セミフラット形式」を基本とした歩道整備
  - ・無電柱化により電柱を排除し良好な歩行空間を確保するとともに、震災時の電柱の倒壊被害を防止する取り組み
  - ・冬期でも安全な歩行空間を確保するため、歩行者の多い箇所での無散水消雪導入等の取り組み
  - ・既設のマウントアップ形式の切り下げ部における全ての歩行者に配慮した構造を基本とする取組み
  - ・自転車専用レーン等の整備により、歩行者と自転車の分離を図ることで、歩行者や車いす利用者と自転車との事故を防止する取組み
- (4) 交差点の改良、事故危険区間対策
  - ・渋滞対策のための右左折レーンの設置や、交差角度不良等の交通の障害となる交差点での改良

### ■実施事業例1

事業名：一般国道399号（小郡山工区）（平成30年度供用）  
高島町小郡山地区



地図出典：Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

#### ○整備の経緯・目的

当該区間は高島町中心部の南側環状道路となる重要区間である。しかしながら、当該箇所は歩道が整備されておらず、高島小学校や高島第一中学校へ通学する児童生徒が危険にさらされる状況であったため、歩道を整備し、歩行者等の安全を確保したものである。

#### ○整備内容

歩道整備  
延長 L=1.4km、幅員 W=6.0(8.5)[12.0]m

整備前



▲大型車と歩行者及び自転車利用者のすれ違いの様子

整備後



▲整備された歩道を利用して登下校する児童の様子

## ■実施事業例2

事業名：(主)新庄停車場線 大町工区 (平成30年度供用)  
新庄市大町地内

### ○整備の経緯・目的

当該箇所は、新庄駅前の商店街であり、街なか観光の拠点である。本事業は、冬期においても安全な歩行空間を確保するため、商店街の老朽化したアーケードの撤去と同時に、無散水消雪を導入したものである。

### ○整備内容

無散水消雪  
延長 L=0.1km、幅員 W=6.0(11.0)[20.0]m



地図出典：Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved



▲整備前の沿道状況



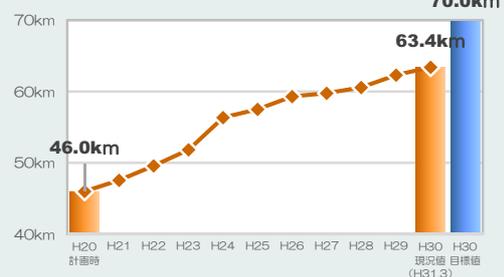
▲無散水消雪導入後の路面状況

## ■指標

### (12) 法指定通学路の歩道整備率



### (13) 無電柱化の整備延長



## ■達成状況と今後の取組み

### 【平成30年度までの取組み】

- (一) 綱木小野川館山線 小野川(歩道)(置賜 旧24)
- (一) 吹浦酒田線 光ヶ丘(庄内 旧26)
- (一) 板井川下山添線 上山添(歩道)(庄内 旧27)
- (主) 余目加茂線 東沼(歩道)(庄内 旧28)
- (一) 中川代川尻余目線 主殿新田(歩道)(庄内 31)
- (国) 458号 升形(本合海踏切)(最上 13)
- (主) 上山蔵王公園線 蔵王温泉工区(村山 24)
- (一) 長岡中山線 高揃(村山 42)
- (一) 天童河北線 山口
- (一) 五味沢小国線 増岡(歩道)(置賜 26)
- (国) 399号 小郡山(置賜 23)(H30年度供用)
- (主) 新庄停車場線 大町(H30年度供用)

等が完了

※( )内は「山形県道路中期計画山形のみちしるべ2018」における代表事例箇所の番号

### 【今後の取組み】

- (主) 寒河江西川線 洲崎(歩道)【村山⑩】
  - (国) 47号 若宮歩道【最上⑬】
  - (主) 舟形大蔵線 舟形【最上⑪】
  - (主) 米沢猪苗代線 丸の内【置賜⑪】
  - (一) 大塚米沢線 荇【置賜⑩】
  - (主) 余目温海線 温海【庄内⑤】
- 等を事業中

※【 】内は「山形県道路中期計画2028」における代表事例箇所の番号

## 最優先) 7. 緊急輸送道路の強化の推進

### ■プロジェクトの方針

山形県が管理する道路のうち、第1次緊急輸送道路88km、第2次緊急輸送道路934kmについて落石等に対する防災対策および耐震性等の強化を行い、地震時の緊急輸送道路ネットワーク機能強化を推進する。

特に東日本大震災で発生した事象を踏まえ、これまでも取り組んできた緊急輸送道路の耐震性等の強化について、より一層スピードを上げて取り組んでいく。

### ■取り組み(対象事業)

- ・道路防災総点検により危険箇所とされた箇所の内、緊急輸送道路について、防災対策工事を実施
- ・緊急輸送道路において老朽化や機能不足等が著しい10橋梁については、架替更新を実施することとし、震災時の緊急輸送道路を確保
- ・橋梁の耐震対策の推進
- ・東日本大震災を踏まえ、津波対策等の新たな対策を検討
- ・東日本大震災を踏まえた緊急輸送道路の見直し

### ■実施事業例1

事業名：(主) 新庄戸沢線(三ツ森工区)(平成30年度供用)  
新庄市升形三ツ森地内

#### ○整備の経緯・目的

本路線は、山形県新庄市と最上郡戸沢村を結ぶ路線で、第2次緊急輸送道路に指定されている。当該箇所は防災点検において要対策箇所に指定されており、道路に危険を及ぼす土砂災害を防ぐことを目的として、崩壊土砂防護擁壁を設置したものである。



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

#### ○整備内容

崩落土砂防護柵工 延長 L=40m

整備前



整備後

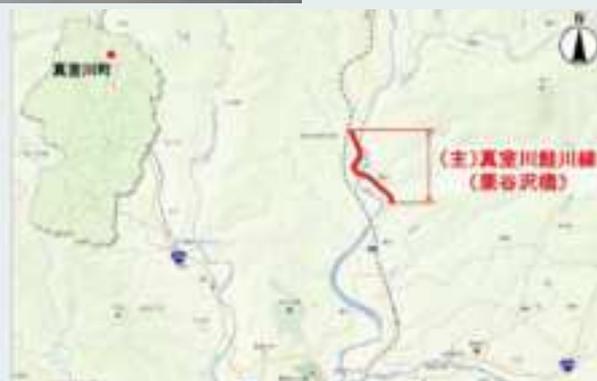


### ■実施事業例2

事業名：(主) 真室川鮭川線(栗谷沢橋)  
真室川町川ノ内地内

#### ○整備の経緯・目的

主要地方道真室川鮭川線は、真室川町を南北に貫く幹線道路であり、緊急輸送道路に指定されている。当該箇所は老朽化が著しく、幅員狭小のため大型車のすれ違いも困難であり、加えて荷重制限もあることから新橋への架替えを行うものである。



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

#### ○整備内容

橋梁架替、拡幅 延長 L=1.6km、幅員 W=6.0(8.5)[11.0]m

整備前



整備中(施工状況)



### ■実施事業例3

事業名：(一) 余目松山線 (庄内橋)  
庄内町提興屋～酒田市竹田地内



地図出典：Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

#### ○整備の経緯・目的

一般県道余目松山線は、庄内町と旧松山町を結ぶ幹線道路であり、緊急輸送道路に指定されている。当該箇所は、老朽化が著しく、幅員狭小で歩道も無い上、現行の耐震基準にも適合していないため、新橋への架替えを行うものである。

#### ○整備内容

橋梁架替 延長 L=1.8km、幅員 W=6.0(8.5)[11.0]m



▲大型車同士のすれ違いの様子

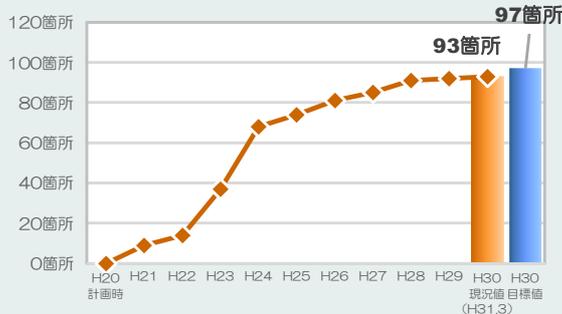


▲庄内橋の下部工の整備状況

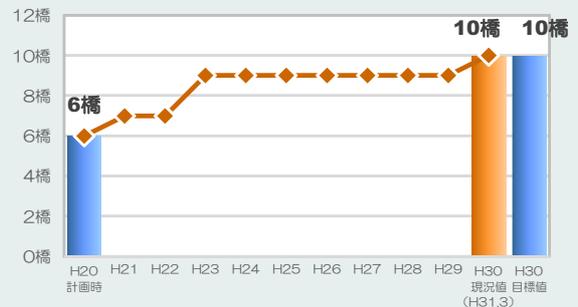
### ■指標

#### (14) 防災対策の概成箇所

：道路防災総点検により要対策とされた箇所のうち、H20時点で未対策、かつ緊急輸送道路（1次、2次）上の全97箇所の対策工事の進捗状況



#### (15) 老朽橋梁の着手箇所



### ■達成状況と今後の取組み

#### 【平成 30 年度までの取組み】

- (主) 真室川鮭川線 八敷代橋 (最上 旧 24)
- (主) 真室川鮭川線 鏡沢橋 (最上 旧 26)
- (国) 121 号 窪田防雪柵 (置賜 旧 27)
- (主) 新庄戸沢線 津谷 (防雪柵) (最上 32)
- (一) 大石田土生田線 今宿 (雪崩予防柵)
- (主) 真室川鮭川線 安久土橋 (最上 26)
- (主) 大石田畑線 亀井田橋 (村山 45)
- (主) 新庄戸沢線 三ツ森 (H30 年度供用)

等が完了

※ ( ) 内は「山形県道路中期計画山形のみちしるべ 2018」における代表事例箇所の番号

#### 【今後の取組み】

- (主) 真室川鮭川線 栗谷沢橋【最上⑥】
- (主) 新庄次年子村山線 堀内橋【最上⑦】
- (一) 余目松山線 庄内橋【庄内⑦】

等を事業中

※ 【 】 内は「山形県道路中期計画 2028」における代表事例箇所の番号

## 選択と集中) 8. 一般道路の機能向上の推進

### ■プロジェクトの方針

局地的な豪雨など、自然災害の多発化・凶暴化に対応するため、既存道路の斜面対策や冠水対策等を推進するとともに、雪国である山形県にとって必須である冬期の交通空間確保のための堆雪幅の拡幅、流雪溝の整備、及び防雪柵整備による地吹雪対策等を引き続き推進する。

また、身近な道路における交通事故危険箇所の安全対策等の推進を図る。

### ■取り組み(対象事業)

- (1) 道路防災総点検により対策が必要とされる箇所(緊急輸送道路以外)
  - ・落石・雪崩・地吹雪などの対策を行うことによる道路通行の安全性確保
  - ・冬期交通安全対策としての堆雪幅の確保など、道路の危険性排除のための事業
  - ・冬期通行の安全性、利便性の向上のための堆雪幅の確保、流雪溝の整備、防雪柵の設置等
  - ・豪雨による冠水の危険がある箇所に対する危険回避のための予告表示灯の設置等
  - ・事故多発箇所に対する事故軽減対策等冬期交通安全対策としての堆雪幅の確保など、道路の危険性排除のための事業
  - ・冬期通行の安全性、利便性の向上のための堆雪幅の確保、流雪溝の整備、防雪柵の設置等
- (2) 道路網維持のための耐震性の確保
  - ・橋梁等の耐震対策の推進
  - ・津波対策(L1津波に対しての道路の安全性を検討し、対策を行う)
  - ・道路施設における非常用電源の確保
  - ・道路施設等の定期的な点検

### ■実施事業例1

事業名：(主)大江西川線(明道)(平成29年度供用)  
西川町大井沢明道地内



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

#### ○整備の経緯・目的

主要地方道大江西川線は、大江町と西川町とを西川町大井沢を経由して結ぶ路線であり、当該箇所は防災点検における要対策箇所に指定されている。本事業は、斜面の風化・浸食・崩壊等を防止するため、法面の保護工事を実施したものである。

#### ○整備内容

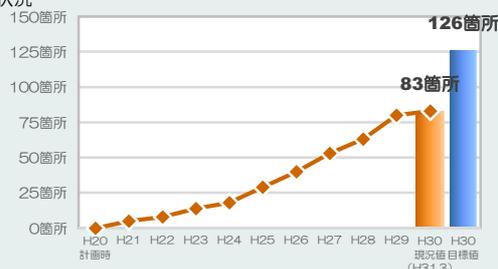
法面对策 延長L=0.1km



### ■指標

#### (16) 孤立の可能性の高い地域の防災対策箇所数

：道路防災総点検により要対策とされた箇所のうち、H20時点で未対策、かつ緊急輸送道路以外で孤立可能性が高い地域の全126箇所の対策工事の進捗状況



※孤立可能性の緊急度の高い順にA~Dのランク付けを行い、ランクA、Bの対策工事を優先的に推進

### ■達成状況と今後の取組み

#### 【平成30年度までの取組み】

- (一) 赤坂真空川線 昭和(堆雪幅)(最上 旧31)
- (主) 玉川沼沢線 玉川(雪崩予防柵)(置賜 32)
- (国) 345号 出川原(堆雪幅)(庄内 旧34)
- (一) 菅里直世下野沢線 当山(防雪柵)(庄内 旧35)
- (国) 345号 宝徳(防雪柵)(庄内 旧36)
- (主) 新庄戸沢線 津谷(防雪柵)(最上 32)
- (国) 121号 入田沢(落石防護柵)
- (一) 板谷米沢停車場線 大小屋

(主) 大江西川線 明道(H30年度供用) 等が完了  
※( )内は「山形県道路中期計画山形のみちしるべ2018」における代表事例箇所の番号

#### 【今後の取組み】

引き続き、落石・雪崩・地吹雪等の対策を実施し、道路通行時の安全性や利便性向上を推進する。

## 最優先) 9. 予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化

### ■プロジェクトの方針

山形県が管理する道路橋等の道路施設は、高度経済成長期に集中的に整備され、今後老朽化が急速に進むことから、従来の「傷んでから治す管理」を継続した場合、維持管理コストが膨大となり、道路利用者への安全・安心なサービスの提供が困難になることが予測される。

また、平成24年12月に中央自動車道笹子トンネルで発生した天井板崩落事故により、道路利用者の安全を確保するための施設の点検や補修の重要性がより強く認識された。

今後は長期的な視点に立ち、厳しい財政状況下においても安全性を確実に確保するために、道路管理者施設の長寿命化に積極的に取り組み、長期的なコストの縮減、更新を含めた管理費用の平準化を図る。

### ■取り組み(対象事業)

#### (1) 橋梁

・県が管理する道路橋について、長寿命化修繕計画に基づき、定期点検、計画の策定、更新、対策、および記録をPDCAによる5年サイクルで継続的に実施する。

また、道路パトロール等による日常的な点検と併せ、橋梁の状態を常に把握することで、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。

#### (2) トンネル

・トンネルを定期的に点検し、損傷が小さいうちに小規模な補修を行い、効率的・効果的な維持管理と道路トンネルの長寿命化を進めていく。

#### (3) 舗装

・舗装の損傷度を定量的に把握することを目的とした路面性状調査を定期的実施し、損傷が大きく進行する前に、予防保全型工法を行い、舗装の長寿命化を図る。

### ■実施事業例1

事業名：(主)大江西川線 やぎな沢橋 (平成30年度実施)  
L=160.0m 昭和58年架設  
西村山郡西川町月山沢地内

#### ○整備の経緯・目的

本事業は、当該橋梁の長寿命化を図るため、主桁(鋼)補強などを実施するものである。

#### ○整備内容

主桁(鋼)補強



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved



## ■実施事業例2

事業名：(一) 萩生九野本線 田尻橋 (平成30年度実施)  
L=21.5m 昭和46年架設  
長井市九野本

### ○整備の経緯・目的

本橋は、老朽化が進み、伸縮装置や床版の劣化が見られたことから、伸縮装置の交換や橋面防水の設置などを行い、橋梁の長寿命化を図ったものである。



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

### ○整備内容

橋面防水(舗装含み)設置、伸縮装置交換、床版断面補修等



## ■実施事業例3

事業名：(一) 板谷米沢停車場線 長根橋 (平成30年度実施)  
L=19.6m 昭和47年架設  
米沢市大沢地内

### ○整備の経緯・目的

本橋は、老朽化が進み、下部工に欠損が見られたことから、断面補修を行い、橋梁の長寿命化を図ったものである。



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

### ○整備内容

下部工断面補修、主桁再塗装



## ■実施事業例4

事業名：一般国道121号 大峠トンネル（平成30年度実施）  
L=2,205m 平成4年竣工  
米沢市大峠地内



地図出典：Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

### ○整備の経緯・目的

トンネルに係る管理施設（電源設備、監視制御設備、火災検知設備等）の老朽化が甚だしいことから、安全で円滑な道路交通を確保するため、計画的に施設更新を進めていくものである。

### ○整備内容

消火施設更新、照明施設更新等



対策前

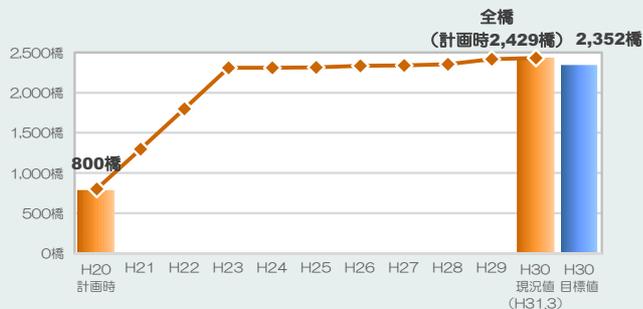


対策後

## ■指標

### (17) 長寿命化修繕計画策定橋梁数

：定期点検により損傷の状態が把握され、対策の要否及び時期が定められた橋梁



### (18) 予防保全型の管理に移行した橋梁数

：初回点検で見つかった「5年以内に補修が必要な損傷」が補修対策により解消された橋梁、または、初回点検で早急な補修対策を要しない橋梁であり、PDCAサイクル化された橋梁



## ■達成状況と今後の取組み

### 【平成30年度までの取組み】

- (主) 天童大江線 老野森跨線橋（長寿命化対策）（村山 旧46）
- (一) 板谷米沢停車場線 万里橋（長寿命化対策）（置賜 旧32）
- (主) 上山七ヶ宿線 長清水跨線橋（長寿命化対策）（村山 旧47）
- (主) 川西小国線 十四郷橋（長寿命化対策）（置賜 旧33）
- (主) 戸沢大蔵線 稲村橋（長寿命化対策）（最上 旧32）
- (主) 新庄戸沢線 古口大橋（長寿命化対策）（最上 36）
- (主) 川西小国線 這坂橋（長寿命化対策）（置賜 旧31）
- (主) 白石上山線 永野橋（長寿命化対策）
- (一) 添川上藤島線 古郡橋（長寿命化対策）
- (主) 余目加茂線 落合橋（長寿命化対策）
- (主) 大石田畑線 瀬脇橋（長寿命化対策）
- (一) 比子八幡線 福島跨線橋（長寿命化対策）（庄内 49）

等が完了

※（ ）内は「山形県道路中期計画山形のみちしるべ2018」における代表事例箇所の番号

### 【今後の取組み】

引き続き、道路管理者施設（橋梁、トンネル、舗装）の長寿命化に向けた取組みを推進する。

## 選択と集中) 10. 県民協働と効率的な道路維持管理の推進

### ■プロジェクトの方針

県民生活や経済活動等に欠くことのできない道路ネットワークを、今後も使い続けていくために、道路の維持管理費の優先的な確保を行うものとするが、厳しい財政制約の中にあっては、地域の実情やニーズを踏まえて、より一層の工夫を行い、効率的な維持管理を推進していく。

特に、道路本体、道路構造物、道路付属施設などについては、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、長期的なコスト縮減の視点に立った効率的な維持管理を推進する。また、マイロードサポーターによる道路の清掃・除草などの環境美化の取組みや、冬期間の歩道除雪を行うボランティア除雪など、県民との協働による維持管理についても推進していく。

### ■取り組み(対象事業)

- ・道路管理の事業（道路パトロール、除草、除雪等）
- ・道路維持補修等の事業（舗装の修繕や更新、道路側溝の修繕や整備）
- ・県民協働の取組み（協働除雪、マイロードサポート、ボランティア除雪等）
- ・効率的な除雪作業（交換路線除雪、協働除排雪）

### ■実施事業例1

箇所名：(一) 大久保村山停車場線  
団体名：村山市南河島区

〈活動状況〉

#### ○活動内容

地区内の歩道を対象に、多年にわたり、清掃・草刈・支障木剪定を行っている。



▲県道花壇の草取り、清掃



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

### ■実施事業例2

箇所名：一般国道458号  
(一) 狸森上山線  
団体名：荒町環境整備の会

〈活動状況〉

#### ○活動内容

地区内の歩道を対象に、子供たちの登下校の安全確保のため、除雪を実施している。



▲歩道の除雪作業



地図出典: Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

### ■指標

#### (19) マイロードサポート団体数



#### (20) 歩道除雪延長



### ■達成状況と今後の取組み

#### 【平成30年度までの取組み】

マイロードサポート団体数は483団体となっている。また、歩道除雪延長は1,219kmと毎年順調に推移している。

#### 【今後の取組み】

引き続き、マイロードサポート団体の新たな登録および歩道除雪延長の更なる拡大に向けて取り組む。

# 3 総括

## ■平成30年度の達成度

- ・中期計画に掲げた目標に到達しなかった指標も存在するが、計画に基づき事業を推進した結果、道路の整備効果は着実に発揮されており、全体としては目標値を達成もしくは概ね達成できた。
- ・昨年度、次期道路中期計画である「山形県道路中期計画 2028」を策定するにあたって算出した、本計画の達成見込値との大きな差異もないため、今後は「山形県道路中期計画 2028」で設定されている目標値の達成に向け、引き続き事業を進めていく。

10のみちづくり 施策		指標名	H20計画時	H29実績値	H30実績値 (達成見込値※1)	H30目標値	実績値変化 (H29⇒H30)	達成状況
1	高速道路・地域高規格道路の 整備中区間の供用と未着手区間 の全線着手	(1) 高速道路の供用延長	171km	225km	235km (259km)	273km	+10km	概ね達成※2
		(2) 地域高規格道路の供用延長	11km	26km	29km (29km)	45km	+3km	概ね達成
2	高速交通ネットワーク形成と 連携したICアクセス道路等 の整備推進	(3) IC30分圏域県内人口率	70.2%	86.8%	88.2% (88.2%)	95.4%	+1.4%	概ね達成
		(4) IC10分圏工業団地数	36箇所	50箇所	52箇所 (52箇所)	54箇所	+2箇所	概ね達成
		(5) IC30分圏主要な観光地数	59箇所	77箇所	77箇所 (77箇所)	86箇所	—	概ね達成
3	生活圏間・主要都市間 ネットワークの整備促進	(6) 二次救急医療施設 10分圏域人口率	74.4%	74.9%	74.9% (74.9%)	74.9%	—	達成
		(7) 主要都市から県庁所在地への 所要時間	67.6分	64.9分	64.4分 (62.9分)	62.9分	-0.5分	概ね達成※2
4	生活幹線道路ネットワーク の整備促進	(8) 冬道安全道路整備率	14.8%	18.4%※3	18.8% (19.0%※3)	19.1%	+0.4%	概ね達成※2
		(9) バス路線での大型車すれ違い 不可能箇所数	50箇所	42箇所	41箇所 (42箇所)	42箇所	-1箇所	達成
5	中心市街地や都市の拠点機能を 高める都市基盤の推進	(10) 主要渋滞ポイント解消	8箇所	1箇所	1箇所 (1箇所)	0箇所	—	概ね達成
		(11) 県民一人あたりの 渋滞損失時間の低減	30.9時間	29.1時間	28.7時間 (28.6時間)	28.6時間	-0.4時間	概ね達成
6	人に優しい道路空間の 整備推進	(12) 法指定通学路の歩道整備率	63.1%	77.9%	78.0% (78.7%)	75.0% (H28目標値)	+0.1%	達成
		(13) 無電柱化の整備延長	46.0km	62.3km	63.4km (64.0km)	効率的な推進 ※4	+1.1km	—
7	緊急輸送道路の強化の推進 (緊急輸送道路の防災危険箇所の 概成、老朽橋梁等の更新)	(14) 防災対策の概成箇所	—	92箇所	93箇所 (93箇所)	97箇所	+1箇所	概ね達成
		(15) 老朽橋梁の着手箇所	6橋	9橋	10橋 (10橋)	10橋	+1橋	達成
8	一般道路の機能向上の推進	(16) 孤立の可能性の高い地域の 防災対策箇所数	—	80箇所	83箇所 (83箇所)	126箇所	+3箇所	概ね達成
9	予防保全型維持管理による 道路施設の長寿命化 (山形県橋梁長寿命化計画 による修繕等の推進)	(17) 長寿命化修繕計画策定橋梁数	800橋	2,415橋	2,429橋 (2,429橋)	2,352橋 (策定時全橋)	+14橋	達成
		(18) 予防保全型の管理に 移行した橋梁数	360橋	2,415橋	2,429橋 (2,429橋)	2,352橋 (策定時全橋)	+14橋	達成
10	県民協働と、効率的な 道路維持管理の推進	(19) マイロードサポート団体数	303団体	484団体	483団体 (482団体)	興的向上を図りながら 500団体	-1団体	概ね達成
		(20) 歩道除雪延長	1,014km	1,217km	1,219km (1,217km)	効率的な除雪 ※5	+2km	達成

■：最優先の施策

※1…昨年度、次期道路中期計画である「山形県道路中期計画2028」を策定するにあたって試算した、各指標のH30見込値。

※2…H31.4に開通した東北中央自動車道(南陽高島～山形上山)を含めると、指標(1)は259km、指標(7)は63.6分、指標(8)は19.0%となる。

※3…R元年度にH30目標値の設定根拠を再確認し、H29実績値、達成見込値の修正を行った。

※4…無電柱化推進検討会議において国と電線管理者間との合意による5箇年計画の策定がH30年度末であったため、H30目標値が追加出来なかった。

※5…当初策定時のH30目標値(1,034km)をすでに達成したため、H25改訂時にH30目標値を見直し。

## 1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

## 2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

### I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3)避難行動に必要な情報等の確保

### おおむね3.5兆円程度

- おおむね2.8兆円程度
- おおむね0.5兆円程度
- おおむね0.2兆円程度

### II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

### おおむね3.5兆円程度

- おおむね0.3兆円程度
- おおむね1.1兆円程度
- おおむね2.0兆円程度
- おおむね0.02兆円程度

(※1)

うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2)

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

## 3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)~2020年度(令和2年度)の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

（3）陸海空の交通ネットワークの確保

分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対象箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁	
137	道路	道路法面・盛土等	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）	平成30年7月豪雨を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、法面・盛土の緊急点検を行い、土砂災害等の危険性が高く、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所が存在が判明したため、約2,000箇所について土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路拡幅などの緊急対策を実施する。また、災害復旧に関する特車許可事務の迅速な処理のための特車審査のシステム構築や電子データ化を行うとともに、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<道路法面対策等> 約2,000箇所	2020年度まで	幹線道路等において、豪雨により土砂災害等が発生するリスク箇所約2,000箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
138	道路	排水施設等の道路構造物	道路の排水施設等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等の道路の冠水被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、冠水の危険性について緊急点検を行い、冠水発生の恐れのある約1,400箇所について、排水施設等の補修を行う等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等> 約1,200箇所 <冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等> 約200箇所	2020年度まで	<冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等> 幹線道路等において、豪雨により冠水が想定される約1,200箇所について対策を概ね完了 <冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等> 幹線道路等のアンダーパス部等で豪雨により冠水が想定される約200箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体等	国土交通省
139	道路	消波ブロック等の道路構造物	道路における越波・津波に関する緊急対策	台風21号等の高潮による越波被害や過去の地震による津波被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、越波・津波の危険性について緊急点検を行い、越波・津波の危険性のある約80箇所について、消波ブロック整備等の越波防止対策、ネットワーク整備による越波・津波に係る緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<道路越波防止対策やネットワーク整備> 約80箇所	2020年度まで	<道路越波防止対策やネットワーク整備> 幹線道路等において、高潮による越波及び地震による津波が想定される約80箇所について対策を概ね完了	国、地方自治体	国土交通省
140	道路	橋梁、道の駅等	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震、北海道胆振東部地震において、橋梁に損傷はなかったものの、一部、橋梁前後の盛土部で路面変状が発生した。これらを踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、橋梁の耐震対策の実施状況（橋前後区間含む）について点検を行い、耐震対策未実施の約600箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。道の駅については北海道胆振東部地震時に避難所として活用された実績を踏まえ耐震対策の実施状況について点検を行い、耐震対策未実施の約30箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<橋梁の耐震対策の実施> 約600箇所 <道の駅の耐震対策の実施> 約30箇所	2020年度まで	<橋梁の耐震対策の実施> 幹線道路等において、緊急輸送道路上の橋梁の内、今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率が26%以上の地域にある橋梁約600箇所について対策を概ね完了 <道の駅の耐震対策の実施> 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置づけがあり、耐震対策未実施の道の駅約30箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
141	道路	踏切	全国の踏切道に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、全国の踏切道約33,000箇所を対象に、長時間遮断時に大幅な迂回が必要となる箇所の緊急点検を行い、救急活動や人流・物流等に大きく影響を与える可能性がある箇所が約200箇所判明したため、関係機関が長時間遮断時に優先的に開放する踏切への指定等や踏切の立体交差化といった緊急対策を実施する。	<優先的に開放する踏切への指定等や立体交差の整備> 約200箇所	2020年度まで	長時間遮断時に大幅な迂回が必要となる踏切道において、関係機関が優先的に開放する踏切への指定等を行うとともに、踏切の立体交差化を推進（うち、約20箇所において3年間で立体交差化を完了）	国、地方自治体、鉄道事業者	国土交通省
142	道路	道路施設（道路照明、トンネル照明、CCTV等）、道の駅、庁舎等	道路における無停電設備等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、道路施設、道の駅等の緊急点検を行い、停電により情報が遮断され管理上支障が生じる恐れのある道路施設約1,600箇所、道の駅約80箇所等について、無停電設備（発動発電機、蓄電池）の整備等に係る緊急対策を実施する。	<道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等> 約1,600箇所 <道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等> 約80箇所	2020年度まで	<道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等> 幹線道路等において、事前通行規制区間等の道路施設約1,600箇所について対策を概ね完了 <道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等> 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置づけのある道の駅約80箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社等、地方自治体	国土交通省
143	道路	道路法面、橋梁等の道路構造物	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策	平成30年豪雪による道路上での車両滞留の発生を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、緊急点検を行い、待避場所や除雪車の不足等の課題があり、大規模な車両滞留リスクが判明したため、約700箇所について待避場所等のスポット対策や除雪車増強の体制強化等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<待避場所等のスポット対策・除雪車増強の体制強化等> 対策箇所：約700箇所	2020年度まで	大雪時の大規模な車両滞留リスクを低減させるため、必要な対策箇所約700箇所について、対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
144	道路	電柱	市街地における電柱に関する緊急対策	平成30年台風21号の暴風に伴う電柱倒壊を踏まえ、市街地における電柱の危険度等の緊急点検を行い、飛来物等による電柱倒壊の危険性の高い緊急輸送道路の区間（約1万km）において、緊急性の高い災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った区間について、道路閉塞等を防止する無電柱化による緊急対策を実施する。また、自治体の無電柱化実施体制を点検し、脆弱性が確認されたため、事業実施体制の支援による緊急対策を実施する。	<電柱倒壊に対応した無電柱化の推進> 緊急輸送道路 約1,000km	2020年度まで	電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路（約1万km）において、災害拠点へのアクセスルートのうち約1,000kmについて工事着手（地元調整等を完了）	国、地方自治体、電線管理者	国土交通省

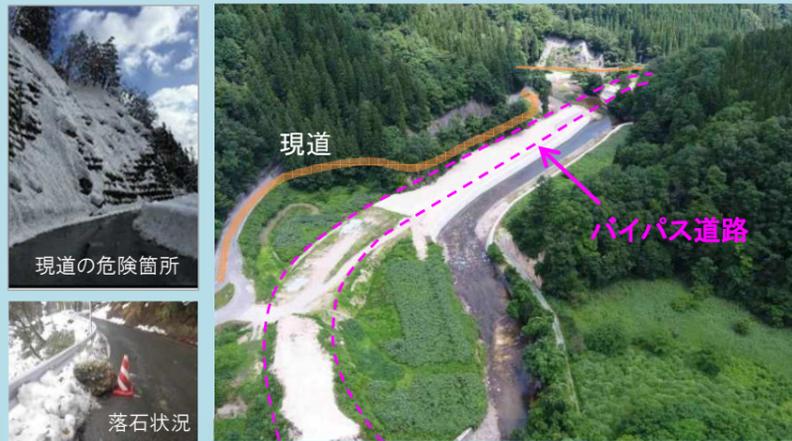
# 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による主な対策実施状況

## 法面

道路法面・盛土等に関する緊急対策  
計**66**箇所 H30・R1対策費**50**億円

対策例 危険箇所を迂回するバイパス整備

(主)大江西川線 貫見工区(大江町)



対策例 落石防止対策

(国)344号 差首鍋(真室川町)



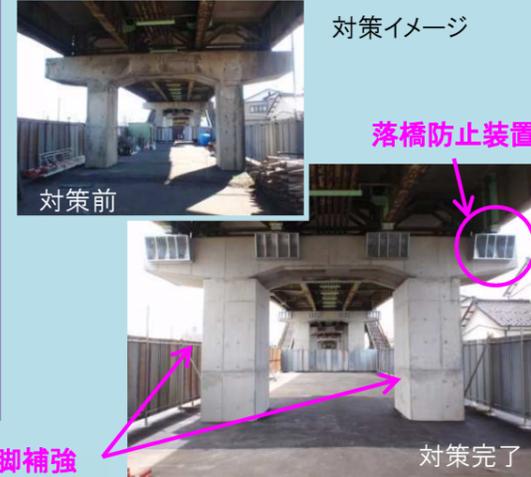
## 耐震

道路橋の耐震補強に関する緊急対策  
計**72**箇所 H30・R1対策費**36**億円

地震による被害



対策例 耐震補強



対策例 橋梁架替による耐震化

(主)真室川鮭川線 栗谷沢橋(真室川町)



道路関係強靱化箇所合計  
**232**箇所 H30、R1対策費計**167**億円

## 豪雪

大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策  
計**37**箇所 H30・R1対策費**27**億円

対策例 地吹雪対策のための防雪柵設置



## 冠水

道路の排水施設等に関する緊急対策  
計**7**箇所 H30・R1対策費**15**億円

対策例 排水施設設置による対策



## 停電

道路における無停電設備等に関する緊急対策  
計**42**箇所 H30・R1対策費**22**億円

対策例 アンダーパスの停電対策

(国)344号 宮町アンダー(真室川町)



↑大雨時の冠水状況



対策例 道の駅の停電対策

(国)121号 道の駅田沢(米沢市)



道の駅田沢・地域防災計画において、災害時の援助物資等の備蓄拠点又は集積拠点に位置付け非常用電源装置を設置

対策例 トンネル照明のLED化

(国)348号 境小滝トンネル(上山市・南陽市)



## 電柱

市街地における電柱に関する緊急対策  
計**5**箇所 H30・R1対策費**17**億円

対策例 無電柱化の推進



平成31年4月1日  
道路局企画課

## 重要物流道路の供用中区間を指定します

～平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保～

国土交通省では、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、供用中の道路について、重要物流道路の指定を行います。

国土交通省では、昨年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。

重要物流道路については、まずは、供用中の道路（重要物流道路 約3万5千km、代替・補完路 約1万5千km）を指定します。また、重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間について、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入の詳細は、5月下旬を目途にお知らせします。

※重要物流道路の指定区間は以下のページで公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

今後は、各地域において、高規格幹線道路や地域高規格道路のネットワークを強化する新たな広域道路交通ビジョン・計画を策定するとともに、これを踏まえ、2019年度に、事業中・計画中を含めて重要物流道路の指定を行う予定です。

<問い合わせ先>

国土交通省 道路局 企画課 道路経済調査室 課長補佐 川村 顕大

代表：03-5253-8111（内線 37-642） 直通：03-5253-8487

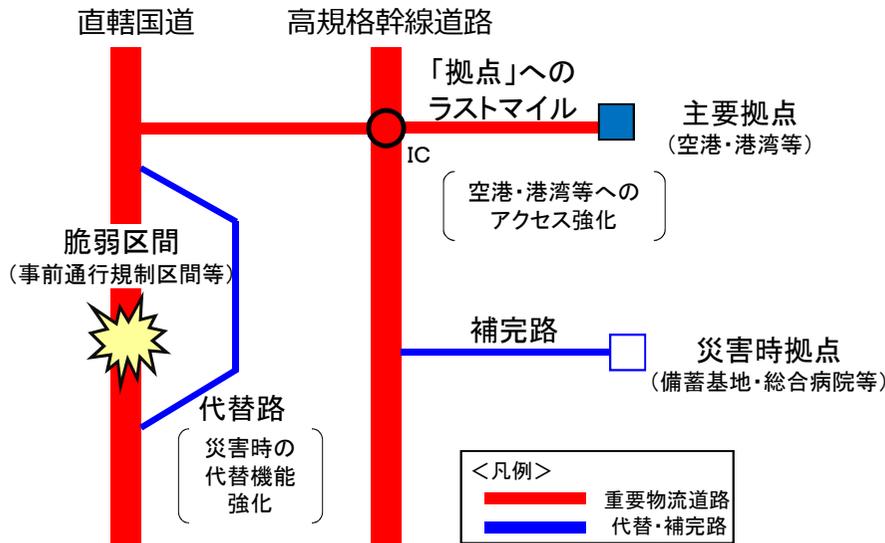
FAX：03-5253-1618

# 重要物流道路の供用中区間の指定について

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として 計画路線を含めて指定し、機能強化や重点支援を実施。
- まずは、供用中区間を指定※し、2019年度に事業中・計画中を含めて指定予定。

※指定する期日：2019年4月1日

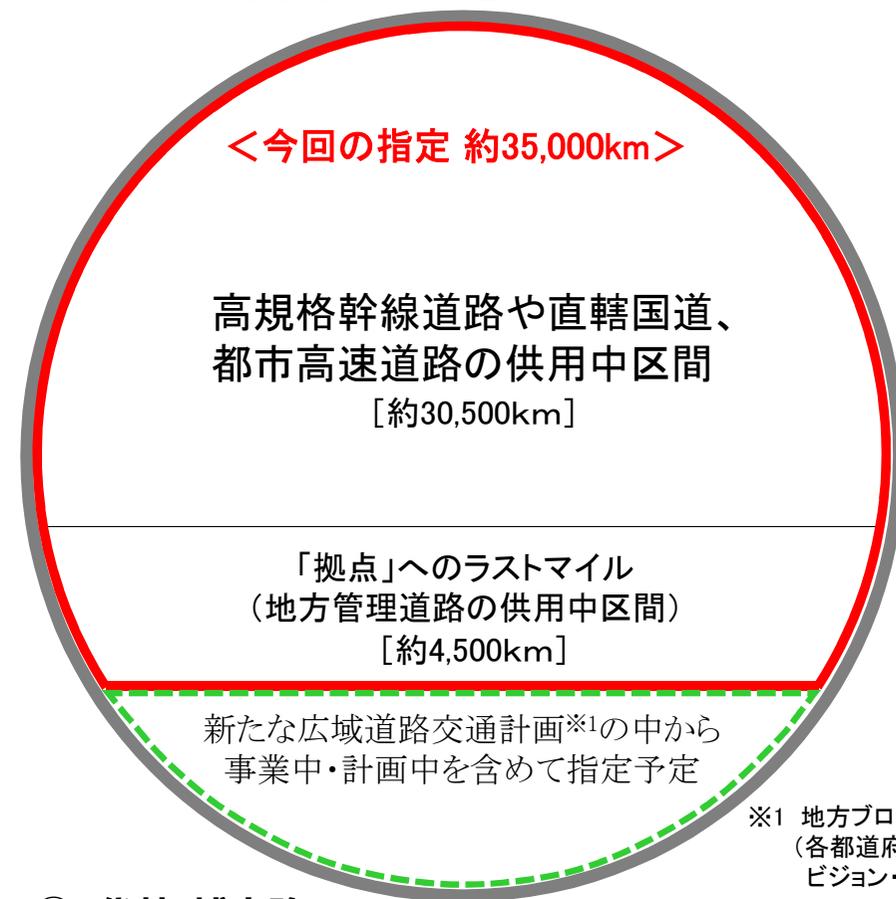
## ■ ネットワークのイメージ



## ■ 今回の指定内容

### ① 重要物流道路

「拠点」間をつなぐ道路ネットワーク



※1 地方ブロック単位で策定 (各都道府県単位で策定するビジョン・計画とも調整)

## ■ 指定による効果

- ・ 重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間(約8割)について、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置を導入
- ・ 重要物流道路は、構造基準(高さ)4.5mから4.8mに引上げ(高さ4.1mの車両に対応) 【重要物流道路】
- ・ 災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行 【重要物流道路及び代替・補完路】



### ② 代替・補完路

重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路として、代替・補完路(約15,000km)を指定

# 重要物流道路の供用中区間の指定延長について

## ■都道府県別の重要物流道路等の指定延長

平成31年4月1日時点

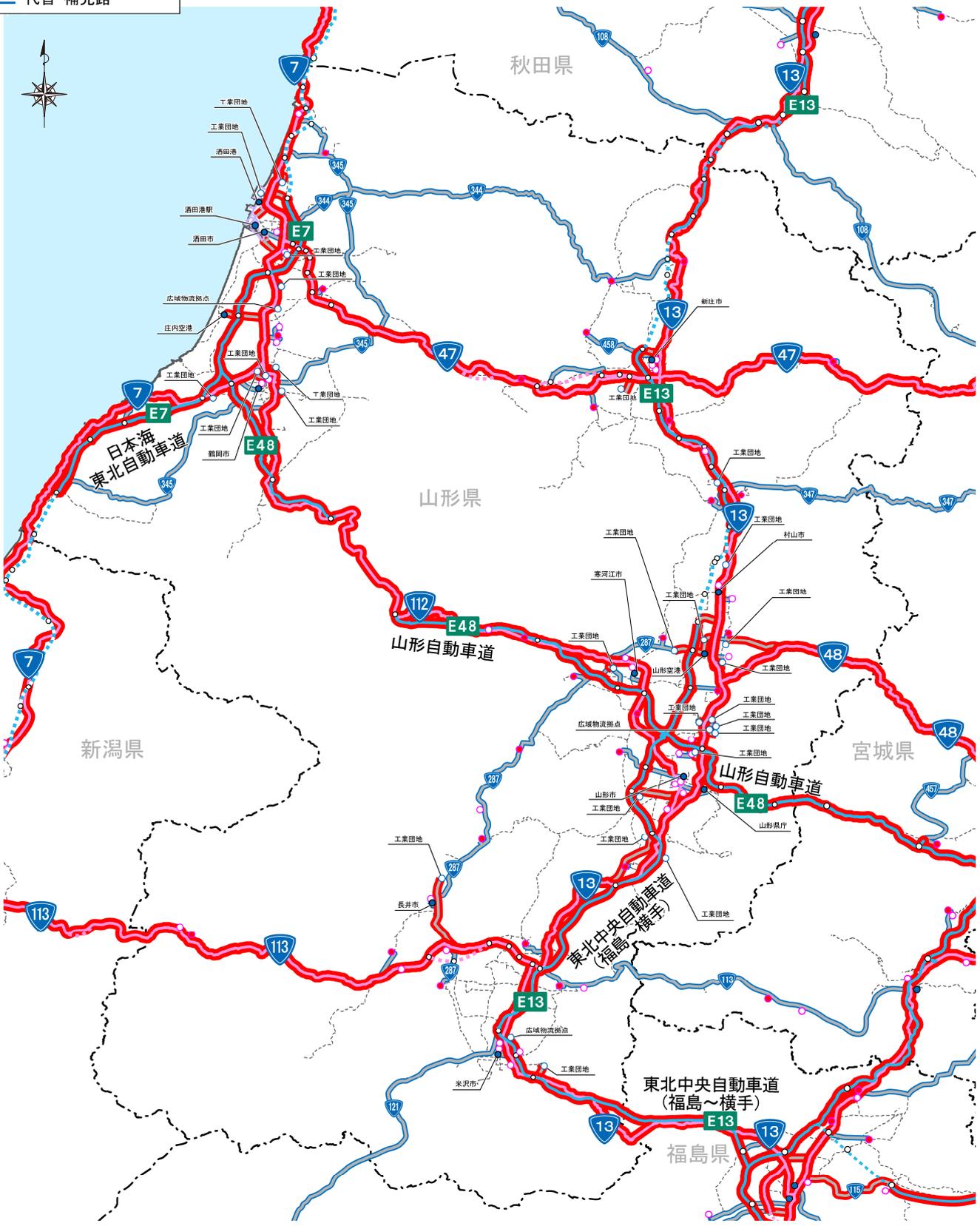
都道府県名	重要物流道路	代替・補完路	都道府県名	重要物流道路	代替・補完路
北海道	5,665	1,033	滋賀県	416	155
青森県	646	492	京都府	484	154
岩手県	985	989	大阪府	443	133
宮城県	827	311	兵庫県	929	505
秋田県	797	500	奈良県	195	350
山形県	839	357	和歌山県	514	196
福島県	986	737	鳥取県	380	151
茨城県	878	342	島根県	599	222
栃木県	442	352	岡山県	715	275
群馬県	438	356	広島県	966	319
埼玉県	610	337	山口県	814	262
千葉県	762	574	徳島県	433	279
東京都	506	302	香川県	383	133
神奈川県	679	214	愛媛県	761	272
新潟県	1,118	185	高知県	564	487
富山県	420	62	福岡県	933	216
石川県	442	243	佐賀県	389	83
福井県	367	137	長崎県	260	123
山梨県	387	188	熊本県	578	390
長野県	836	622	大分県	614	104
岐阜県	788	588	宮崎県	575	282
静岡県	853	354	鹿児島県	606	157
愛知県	1,108	393	沖縄県	446	247
三重県	744	190			

全国合計 重要物流道路: 35, 118km、代替・補完路: 15, 353km

# 重要物流道路及び代替・補完路【山形県】

H31.4.1時点

— 重要物流道路  
— 代替・補完路



< 連絡する拠点 >

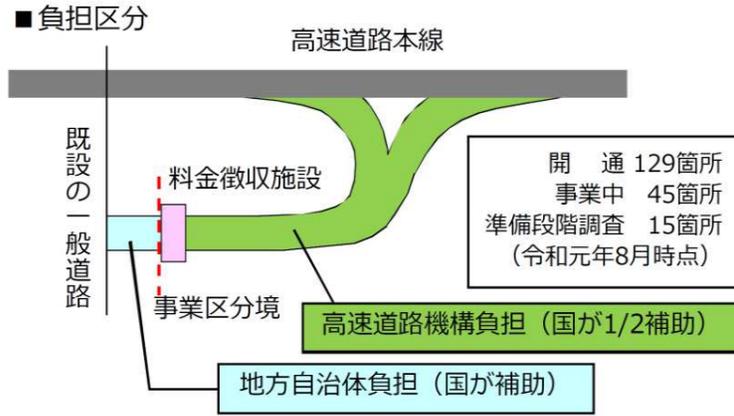
重要物流道路	都市(地方中核都市等)	●
	空港・港湾・鉄道貨物駅(拠点空港、重要港湾、コンテナ取扱駅等)	○
	物流拠点(トラックターミナル、工業団地等)	○
代替・補完路	都市(市区町村の役場)	●
	防災拠点(備蓄基地、総合病院等)	○

供用中	事業中	高規格幹線道路
—	—	直轄国道
—	—	補助国道、都道府県道、市町村道
—	—	その他の路線(緊急輸送道路)
—	—	その他の路線(臨港道路)

# スマートインターチェンジの「新規事業化」及び「準備段階調査」の箇所について

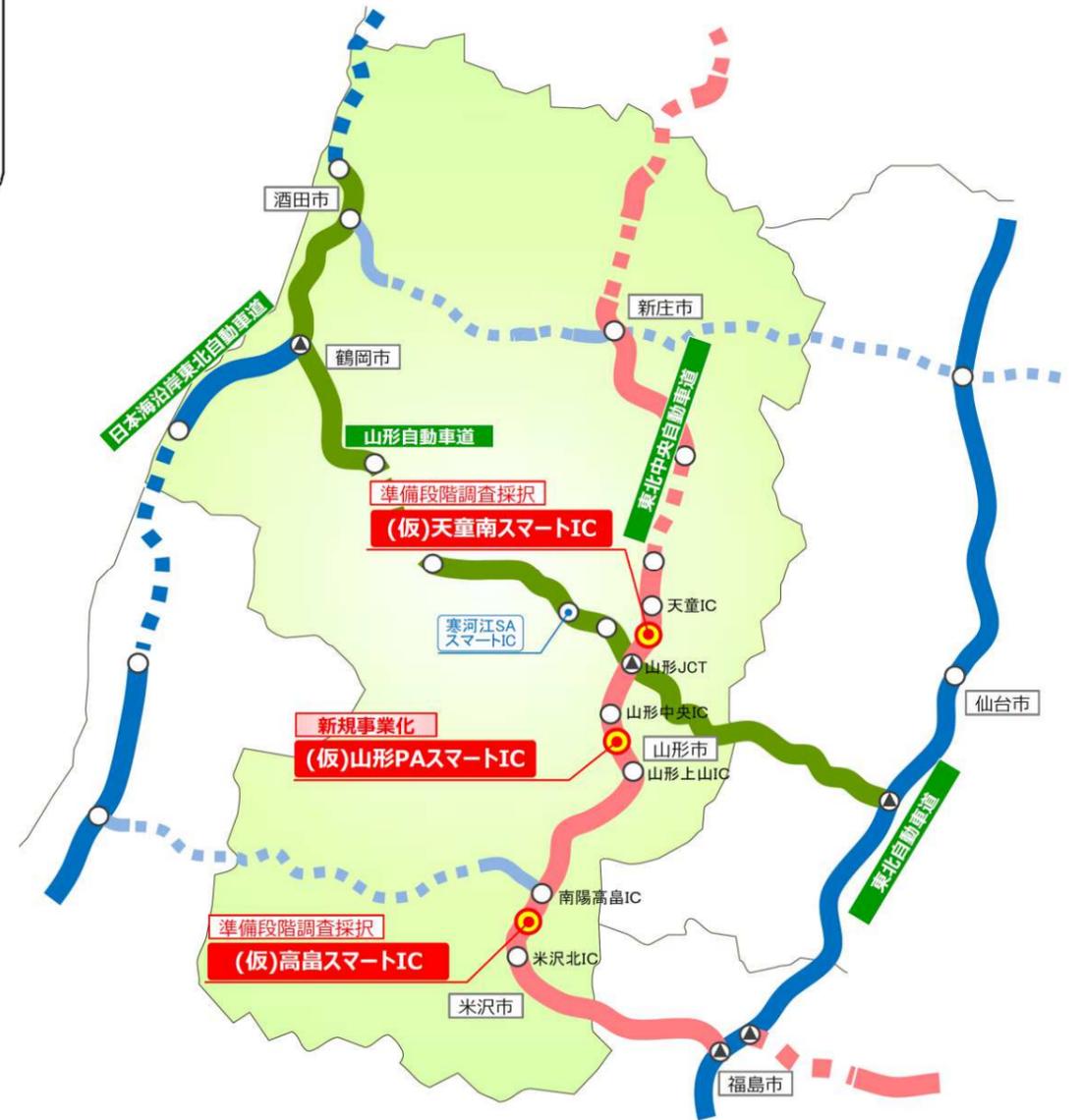
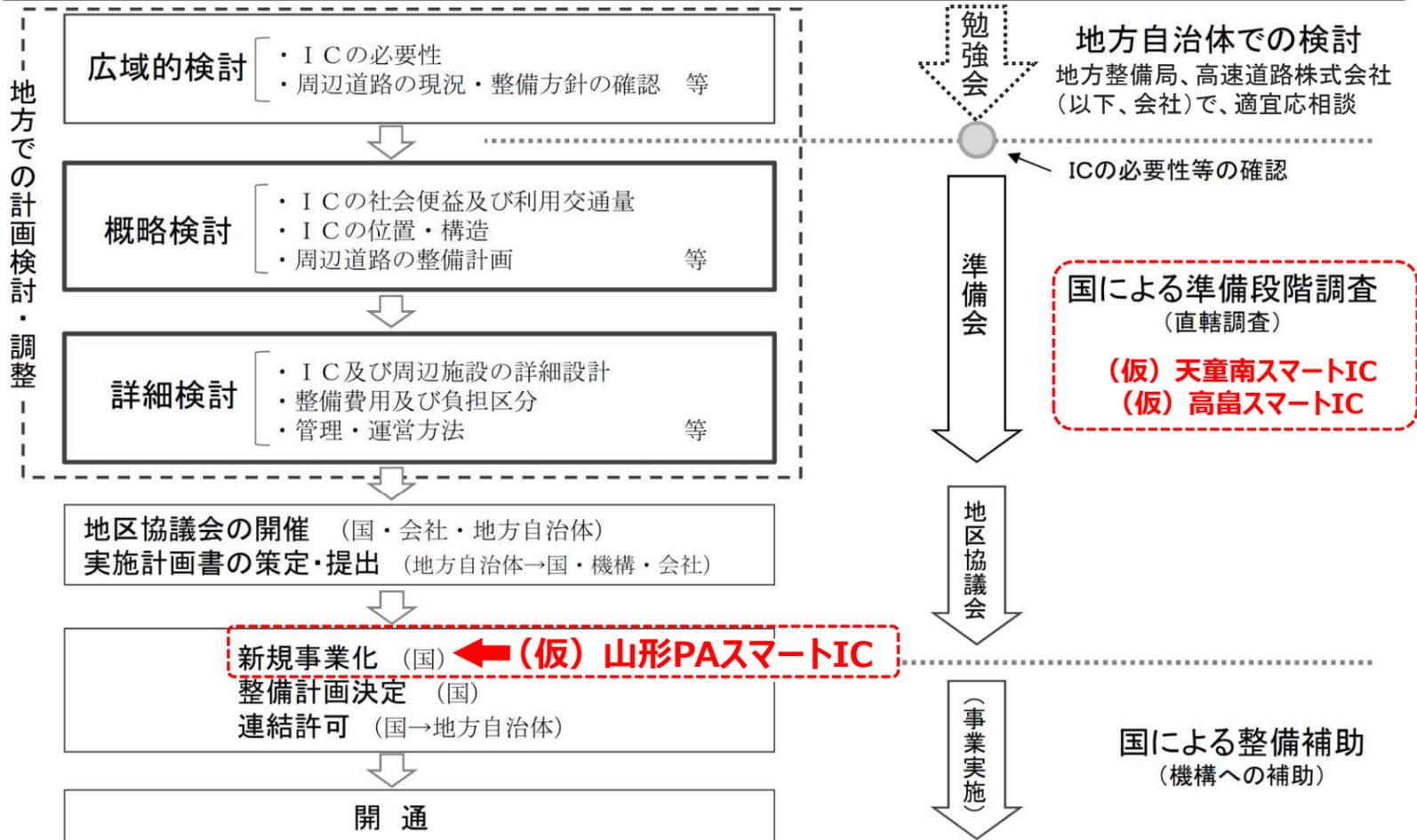
## 高速道路（有料区間）におけるスマートインターチェンジとは

- スマートインターチェンジは、通行可能な車両をETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ
  - 〔SA・PA接続型〕 サービスエリアまたはパーキングエリアに接続
  - 〔本線直結型〕 高速道路本線に接続
- ETC専用のため、料金徴収施設を集約する必要がなく、コンパクトな整備が可能
- 料金徴収にかかる人件費も節約可能



## スマートインターチェンジの検討・整備について

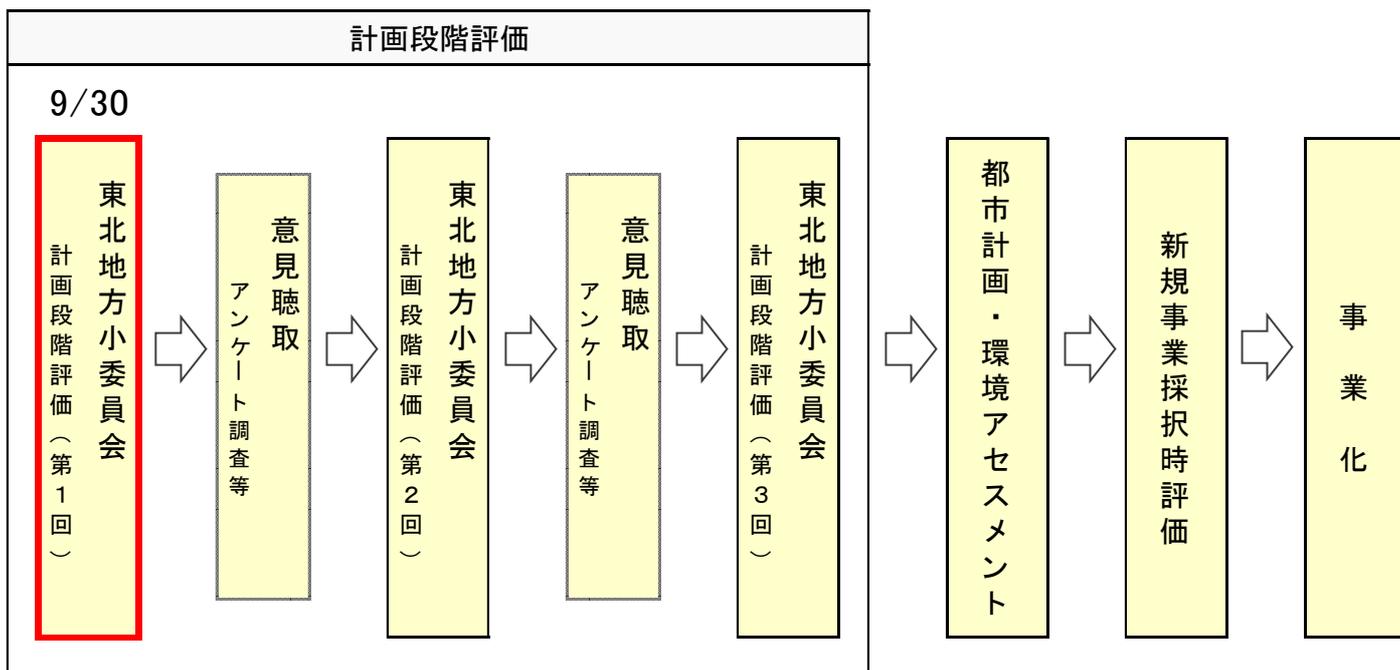
- スマートICの準備段階（地方での計画検討・調整段階）において、国として必要性が確認できる箇所等について、箇所を選定し、国が調査（直轄調査）を実施（準備段階調査）。
- 準備段階調査における準備会での検討や調整が整い、関係機関で構成される地区協議会で決定された実施計画書が提出された箇所につき新規事業化。



# 新庄酒田道路「戸沢～立川」間の計画段階評価について



## 【計画段階評価から事業化までの一般的な流れ】



※都市計画・環境アセスメントの対象とならない区間もあります。

## 山形県無電柱化推進計画 概要

平成28年に定められた「無電柱化の推進に関する法律（以下、無電柱化法）」を受け、国土交通省において、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化法7条に基づき、平成30年4月に無電柱化推進計画が定められた。

山形県においても無電柱化を推進するため、無電柱化法第8条に基づき、平成31年3月に策定した「山形県道路中期計画2028」での方針を踏まえ、山形県内の区域における無電柱化の推進に関する基本的な方針、目標、施策を定めたものである。

### ○計画の考え方

- ・無電柱化法第8条に基づく山形県における無電柱化の計画。
- ・山形県道路中期計画2028における無電柱化関連の内容を抜き出したもの。

### ○計画の範囲

- ・山形県内の区域

### ○計画の期間

- ・令和元年～令和5年の5年間  
山形県道路中期計画の改訂にあわせ、無電柱化推進計画を更新する予定。

### ○無電柱化を優先的に実施する箇所の考え方

- ・安全・円滑な交通確保 … バリアフリー化に合わせた無電柱化の推進  
歩道の無散水消雪に合わせた無電柱化の推進
- ・防災機能の向上 … DID 地区内の緊急輸送道路を中心に無電柱化を推進
- ・観光振興・中心市街地の活性化 … 市町村と連携しながら無電柱化を推進
- ・住環境の改善 … 居住誘導区域を中心に市町村等と連携し無電柱化を推進

### ○無電柱化の目標

- ・第7期無電柱化計画（～令和2年度）までで電線管理者と同意のとれた道路延長 17.7kmの事業に着手し、無電柱化を推進する。

### ○無電柱化の箇所

- ・第7期無電柱化計画（～令和2年度）までに電線管理者と合意のとれた箇所。

### ○無電柱化の手法等

- ・電線共同溝方式（ソフト地中化含）、裏配線方式、単独地中化等による無電柱化
- ・占用制限制度の運用による無電柱化

### ○無電柱化を推進するために必要な事項

- ・広報 … 工事の実施に合わせた広報活動など
- ・無電柱化情報の共有 … 低コスト手法による無電柱化の情報共有など



# 山形県無電柱化推進計画（案）

令和元年 11 月

山形県

## 目次

1. はじめに	1
2. 無電柱化に関する基本的な方針	2
1) 山形県における無電柱化の現状	2
2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢	4
3) 無電柱化の対象路線	4
3. 無電柱化推進計画の位置付と計画期間	6
4. 無電柱化の推進に関する目標	6
5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	8
1) 無電柱化事業の実施	8
2) 占用制限制度の適用	10
3) 関係者間の連携の強化	12
6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	13
1) 広報・啓発活動	13
2) 無電柱化情報の共有	13

## 1. はじめに

山形県では、昭和 60 年代初頭から、道路整備事業、街路整備事業、土地区画整理事業などにより、これまで、山形県管理道路の無電柱化を行ってきた。

道路上の電柱は、歩行者や車椅子の通行の妨げとなる他、地震や暴風雨などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すおそれがあるなど、防災面からも問題がある。加えて、観光地や、中心市街地における立地適正化計画等の策定を契機とした街づくりに取り組むうえで、電線が道路上空を輻輳している状況は景観を損ねている。

このような現状に鑑み、安全かつ円滑な交通の確保、災害の防止、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）が定められた。

国土交通省では、平成 30 年 4 月に、無電柱化法第 7 条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため無電柱化推進計画が定められた。また、無電柱化法第 8 条第 1 項においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、山形県の道路整備に関する中期計画である「山形県道路中期計画 2028」の内容に基づき、無電柱化法第 8 条第 1 項に基づく都道府県無電柱化推進計画として、今後の山形県が実施する無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



▲電線が緊急輸送道路の上空を輻輳している例（山形市内）

## 2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 山形県における無電柱化の現状

山形県における無電柱化は、昭和 60 年代から、電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式などにより、無電柱化が進められており、平成 30 年度末現在で約 32.2 km の無電柱化が完了している。これは、山形県管理道路の約 0.9% に相当する。

しかし、山形県では、用途地域面積における土地区画整理事業の施行面積は、約 25% となっており、その半数以上が、昭和 50 年代までに認可された土地区画整理事業で整備された市街地となっている。これらの市街地では、ほとんど無電柱化されておらず、道路上空を輻輳する電線により、街並みの景観が阻害されている他、背の高い山車を使ったお祭りなどの実施に制限が生じる可能性があり無電柱化による良好な空間の形成が望まれている。



▲電線による街並み景観の阻害の例（天童市内）



▲中心市街地によるお祭りの例（酒田祭り）  
立て山鉾と秋田竿灯は電線のない公園で実施。



▲中心市街地によるお祭りの例（新庄祭り）  
迫力ある大きな山車の披露



▲中心市街地によるイベントの例（天童市内）  
高所作業車など働く車の展示

## 山形県における無電柱化の経緯

計画期	年度	年数	全国の無電柱化延長 (整備延長) ※	うち山形県**
第1期電線類地中化計画 (電線類地中化計画)	S61~H2	5年間	約 1,000km	約 1.8km
第2期電線類地中化計画 (電線類地中化計画)	H3~H6	4年間	約 1,000km	約 1.5km
第3期電線類地中化計画 (電線類地中化計画)	H7~H10	4年間	約 1,400km	約 2.9km
第4期電線類地中化計画 (新電線類地中化計画)	H11~H20	5年間	約 2,100km	約 9.9km
第5期電線類地中化計画 (無電柱化推進計画)	H16~H20	5年間	約 2,200km	約 7.4km
第6期電線類地中化計画 (無電柱化に係るガイドライン)	H21~H29	9年間	約 2,200km	約 8.6km

※道路延長：CCB等の整備延長

※※ 国土交通省、県、市町村施行で無電柱化された道路の延長（CCB等の延長ではない）

また、これまでは、良好な景観形成、街づくりの観点から無電柱化の実施を行ってきたが、近年多発する地震や台風などの災害により、電柱が倒壊する危険性を踏まえ、防災面から、重要物流道路や代替・補完路、緊急輸送道路を中心とした無電柱化にも取り組んでいく必要がある。



▲電線の倒壊の例（国交省ホームページより）  
災害時の救助活動の妨げとなっている。

## 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、道路拡幅事業や土地区画整理事業といった事業の際に、需要の高い幹線道路等を中心に実施してきたが、今後は、安全かつ円滑な交通の確保、防災性能の向上、良好な景観の形成・観光振興の観点から、無電柱化の必要な道路において推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」という無電柱化法第2条の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により山形県の魅力あふれる美しい街なみを形成し、安全・安心な生活環境を確保するよう推進することとする。

## 3) 無電柱化の対象路線

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿線住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の項目に該当する道路について、優先的に無電柱化を推進する路線として、取り組みを進める。

なお、国土交通省管理の一般国道などは、当該道路管理者に協力を要請する。

### ① 安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想に位置付けられた重点整備地区等、バリアフリー化等に合わせた無電柱化を推進する。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間は、無電柱化を推進する。また、冬期間の円滑な交通確保を主目的として、歩道の無散水消雪設置事業を実施する際は、出来る限り、無電柱化も合わせて実施し、冬期間の安全・円滑な交通確保を推進する。

### ② 防災機能の向上

人口集中地区（D I D）内の緊急輸送道路は、道路管理者である国や市町村の協力を得つつ、無電柱化を推進する。

### ③ 観光振興・中心市街地の活性化

歴史的風致地区等における街なみの保全を行う地域や、お祭り、イベント等の実施等、中心市街地の活性化や観光振興に資する箇所については、市町村等と連携し、無電柱化を面的に推進する。

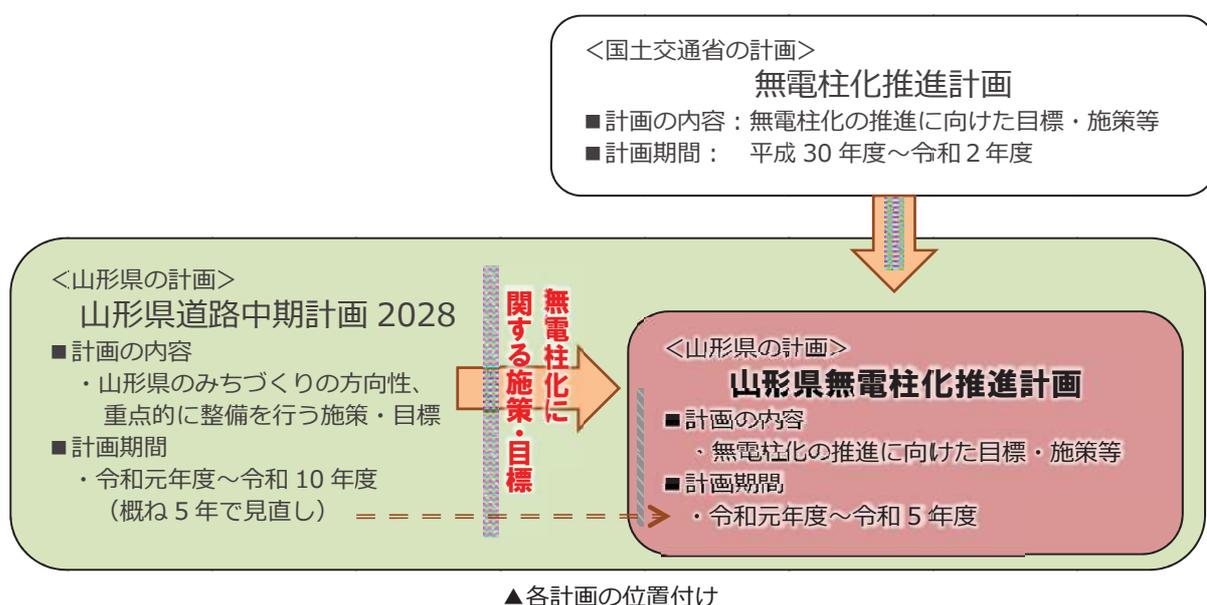
### ④ 住環境の整備

市町村の策定する立地適正化計画に基づく居住誘導区域に指定されている箇所等、良好な景観や住環境の形成が必要な区域は、市町村等と連携し、無電柱化を面的に推進する。

### 3. 無電柱化推進計画の位置付と計画期間

本計画は、山形県の道路整備に関する中期計画「山形県道路中期計画 2028」における取組みの一つである無電柱化の推進について、具体的な取組を明らかにするものである。計画期間については、国土交通省の定める無電柱化推進計画が令和2年までである一方、山形県道路中期計画の計画期間とその見直しの期間を勘案し、令和元年度から令和5年度までの5年間とする。

なお、計画期間中であっても、国や市町村の動向を踏まえ、見直す必要が生じた場合は、適宜見直すものとする。



### 4. 無電柱化の推進に関する目標

現在、山形県内において、電線共同溝等の整備により無電柱化が完了している道路延長は63.4km<sup>\*</sup>である。また、令和元年9月末時点、電線管理者等と無電柱化の合意が得られている道路延長は17.7km<sup>\*</sup>である。この17.7km<sup>\*</sup>については、「2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針」に基づき、無電柱化事業に着手する。

<sup>\*</sup>直轄国道及び市道を含み、CCB等の総延長である。

### 優先的に無電柱化する路線

	路線名称	事業主体	区間	延長*	備考
1	(国) 112号	国土交通省	山形市 桜田東	1,070m	第1次緊急輸送道路
2	(国) 112号	国土交通省	山形市 元木	810m	第1次緊急輸送道路
3	(国) 112号	国土交通省	山形市 下条	1,520m	第1次緊急輸送道路
4	(都) 旅籠町八日町線 (主) 山形朝日線	山形県 (街路)	山形市 七日町	165m	第1次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
5	(都) 豊里十里塚線 (一) 吹浦酒田線	山形県 (街路)	酒田市 本町	1,370m	第2次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
6	(都) 羽黒橋加茂線 (主) 鶴岡羽黒線	山形県 (街路)	鶴岡市 神明町	208m	第1次緊急輸送道路
7	(都) 旅籠町八日町線 (主) 山形朝日線	山形県 (街路)	山形市 本町	1,224m	第1次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
8	(都) 赤湯停車場線 (一) 赤湯停車場線	山形県 (街路)	南陽市 二色根	932m	安全・円滑な交通確保 観光振興
9	(都) 桐町成田線 (主) 長井大江線	山形県 (街路)	長井市 本町	886m	観光振興 中心市街地の活性化
10	(主) 上山七ヶ宿線	上山市	上山市 十日町	940m	観光振興・中心市街地の活性化
11	(主) 上山蔵王温泉線	山形県 (道路)	山形市 蔵王温泉	480m	観光振興
12	(市) 鶴岡公園新形町線	鶴岡市 (街路)	鶴岡市 冢中新町	500m	景観形成・中心市街地の活性化
13	(都) 四日町日月山線 (六日町工区)	山形市 (街路)	山形市 六日町	678m	観光振興 安全・円滑な交通確保
14	(都) 諏訪町七日町線 (大龍寺工区)	山形市 (街路)	山形市 七日町	250m	第2次緊急輸送道路(予定) 安全・円滑な交通確保
15	(都) 十日町双葉町線(十日町工区) (都) 旅籠町八日町線(十日町工区)	山形市 (街路)	山形市 香澄町	556m	第2次緊急輸送道路(予定) 安全・円滑な交通確保
16	(都) 道形黄金線 (一) 鶴岡村上線	山形県 (街路)	鶴岡市 馬場町	900m	第1次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
17	(市) 山寺川原町線	山形市 (道路)	山形市 山寺	780m	観光振興 景観形成
18	(市) 千手院線	山形市 (道路)	山形市 山寺	680m	観光振興 景観形成
19	(市) 山寺駅停車場線	山形市 (道路)	山形市 山寺	120m	観光振興 景観形成
20	(都) 北本町飛田線 (主) 新庄戸沢線	山形県 (街路)	新庄市 本町	1,000m	第2次緊急輸送道路
21	(都) 山王町本町線	鶴岡市 (街路)	鶴岡市 本町	253m	第2次緊急輸送道路 景観形成・中心市街地の活性化
22	(市) 大泉橋一日市町線	鶴岡市 (道路)	鶴岡市 本町	642m	景観形成
23	(主) 山形山寺線	山形県 (道路)	山形市 山寺	180m	観光振興 景観形成
24	(都) 本町東大町線 (主) 酒田松山線	山形県 (街路)	酒田市 本町	700m	第1次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
25	(都) 東原村木沢線 (主) 山形朝日線	山形県 (街路)	山形市 木の実町	520m	第2次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
26	(都) 諏訪町七日町線(建昌寺工区) (都) 香澄町専称寺線(建昌寺工区)	山形市 (街路)	山形市 七日町	370m	安全・円滑な交通確保 景観形成・中心市街地の活性化
	合	計		17,734m	

\*CCB等の総延長

## 5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

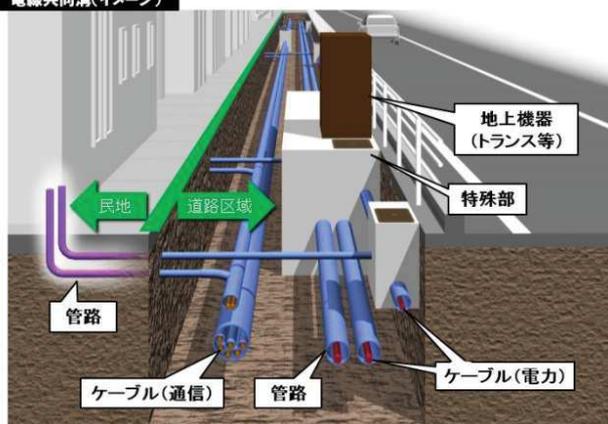
### 1) 無電柱化事業の実施

主に、以下の事業手法により無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

#### ① 電線共同溝方式

電線共同溝法に基づく道路付属物であり、道路管理者と電線管理者が整備費用を負担する。電線共同溝の整備に際しては、道路及び沿道の利用状況や現況の歩道幅員、都市計画決定の状況、収容する電線類の量、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、ソフト地中化等も積極的に採用する。

電線共同溝(イメージ)



▲電線共同溝の例（国交省ホームページより）



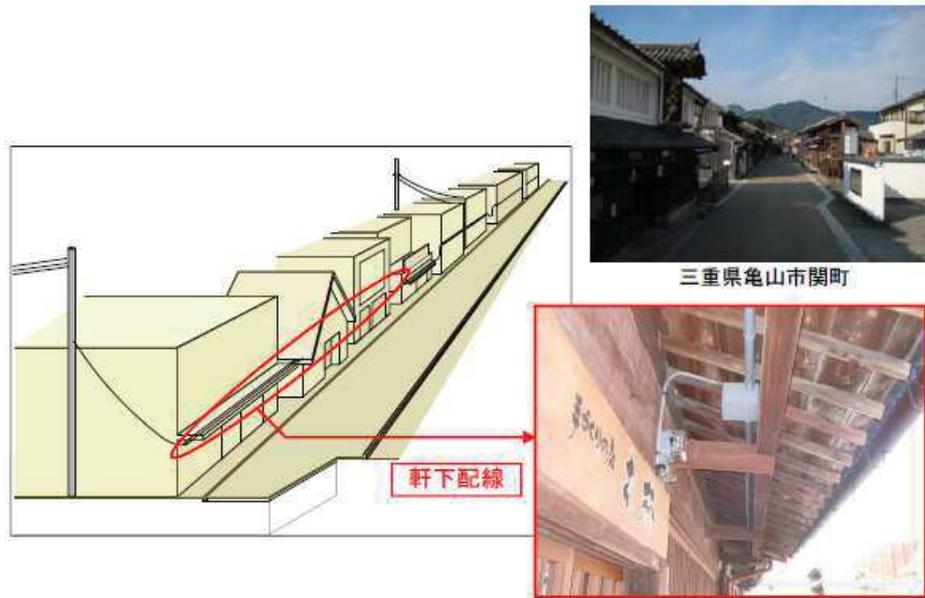
▲電線共同溝による無電柱化の例（天童市内）



▲ソフト地中化による無電柱化の例（山形市内）

## ② 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる箇所においては、低コストで無電柱化が実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。



▲軒下配線による無電柱化の例  
(国土交通省ホームページより)



(国土交通省ホームページより)



▲裏配線による無電柱化の例  
(山形市 蔵王みはらしの丘)

### ③ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に規定する道路の新設、改築又は修繕に関する事業、市街地開発事業、開発許可を受けて行う事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化の検討を要請する。県においては、無電柱化の実施にあたり、山形県無電柱化推進協会等を活用し無電柱化の推進に向け調整を図るとともに、無電柱化法第 12 条に基づく無電柱化が可能である場合は、電線の占用を認めないこととする。

### ④ 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、条件が整わず電線共同溝の整備が行えない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式<sup>※</sup>による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式<sup>※※</sup>による無電柱化が実施される場合は円滑に進むよう支援する。

<sup>※</sup>要請者負担方式…要請者（開発事業者や地域住民等）が全額費用を負担して整備する方式

<sup>※※</sup>自治体管路方式…地方公共団体が管路設備を整備し、残りを電線管理者が整備する方式

## 2) 占用制限制度の適用

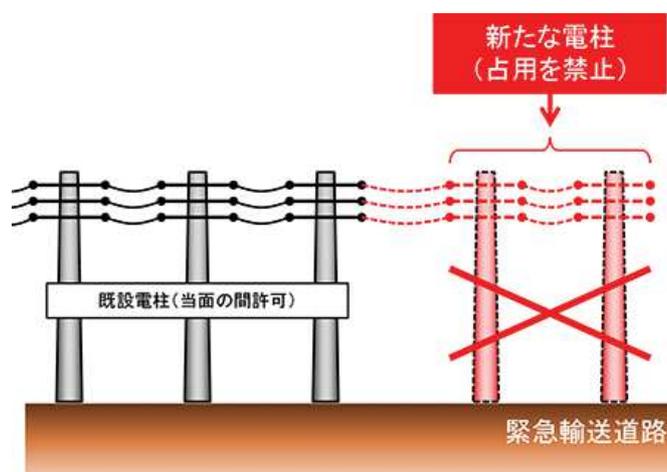
災害が発生した際、道路上に設置された電柱が倒壊し、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすことが無いよう、道路法第 37 条の規定に基づき、防災上重要な道路において、新たな電柱の道路の占用を制限することにより、無電柱化を推進する。

### ① 占用制限制度の適切な運用

国土交通省では、防災の観点から、平成 28 年 4 月から、国が管理する緊急輸送道路について、道路法第 37 条第 1 項の規定に基づく新設電柱の占用の制

限措置を実施している。このことを受け、平成 28 年から、山形県においても、県が管理する第一次緊急輸送道路において新設電柱の占用を制限する措置を実施している。

また、国土交通省において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施についても、国土交通省の動向を踏まえ検討する。なお、制限区域の指定に際しては電線管理者と協議し、意見を聴取した上で決定する。



▲ 占用制限措置のイメージ  
(国土交通省ホームページより)

## ② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を実施する。

### 3) 関係者間の連携の強化

#### ① 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる東北地方無電柱化協議会山形県無電柱化推進調整会議等を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

#### ② 工事・設備の連携

山形県の管理する道路において無電柱化事業を実施する際に、他の道路事業やガス、水道等の地下埋設物の工事等の予定がある場合、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期を縮減するとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に行えるよう調整を積極的に行う。

#### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

#### ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、無散水消雪整備事業、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化工事の実施状況や効果等、広報誌等を活用して周知し、理解を広げる。

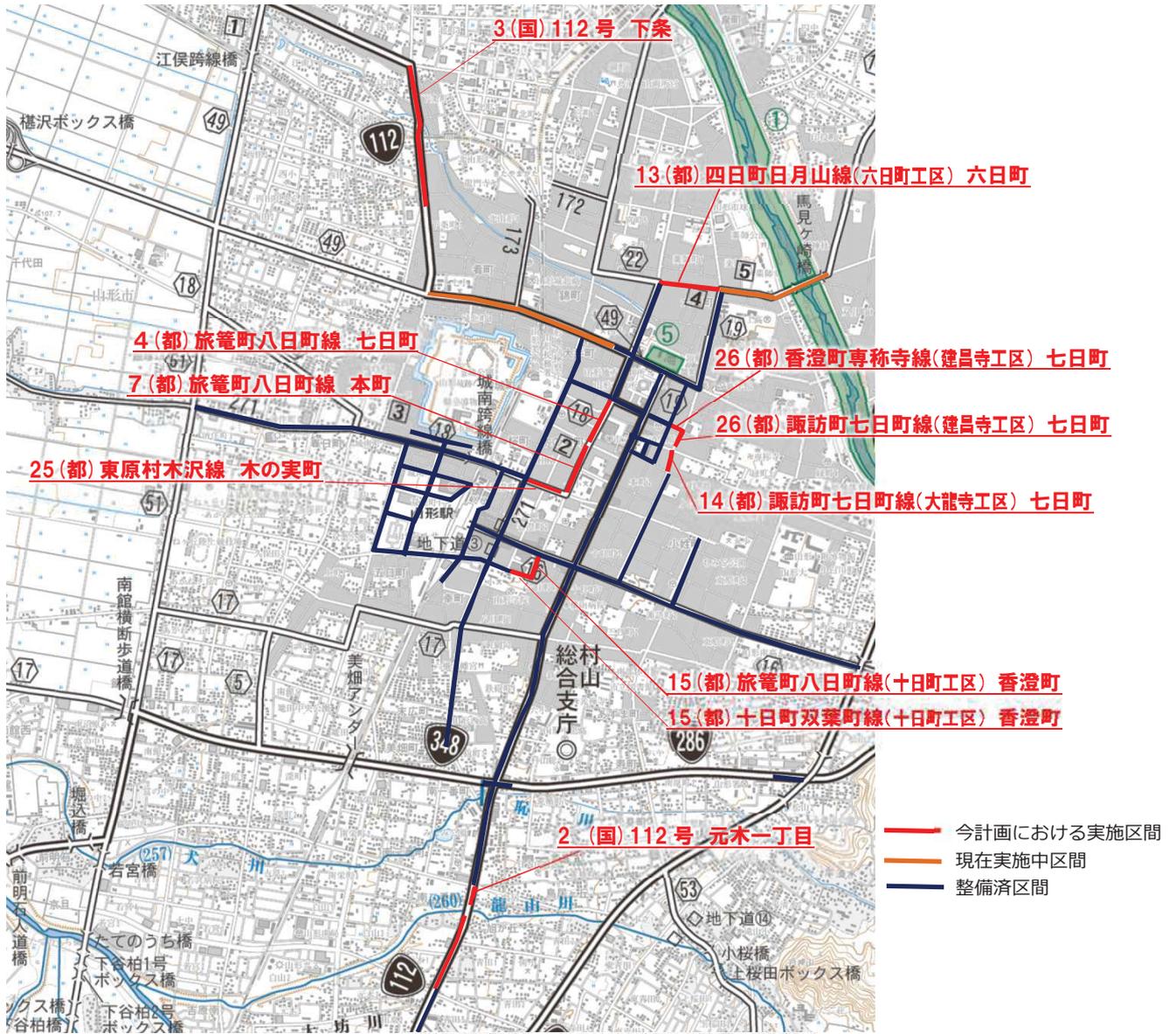
### 2) 無電柱化情報の共有

国土交通省や他の地方公共団体と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、山形県の取組や問題点等について国や他の地方公共団体との共有を図る。

特に、低コスト手法による無電柱化の実施を目指し、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式による施工について情報共有を行う。

(無電柱化の箇所図)

●山形市内



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41406号)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41406号)

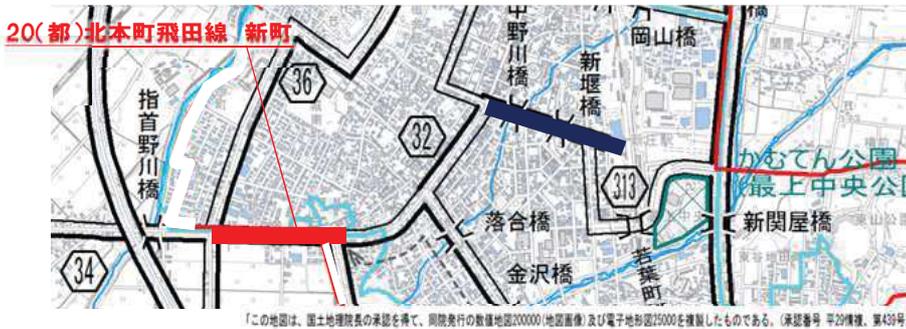


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41406号)

● 上山市内



● 新庄市内



● 南陽市内

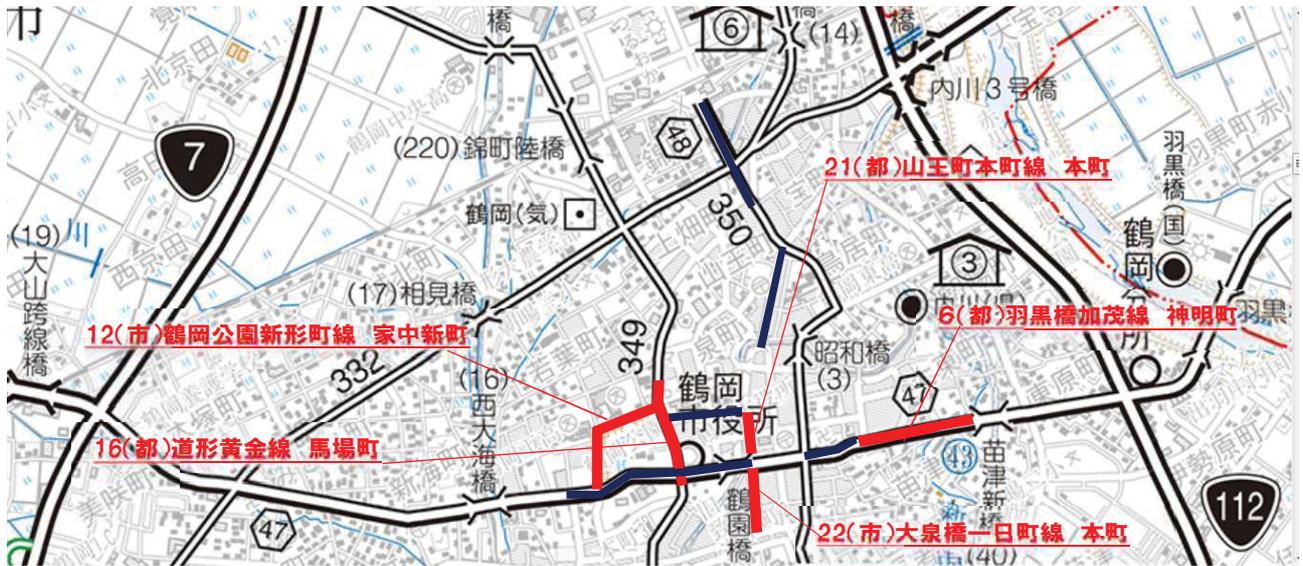


● 長井市内



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41184号)

● 鶴岡市内



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41417号)

● 酒田市内



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41417号)

- 今計画における実施区間
- 現在実施中区間
- 整備済区間

## 1 自転車活用推進に関する政府の動き

平成29年5月

自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的とした**自転車活用推進法**を施行

- 国土交通省に、関係大臣を構成員とする「自転車活用推進本部」を設置（本部長：国土交通大臣）
- 政府は、自転車の活用推進に関する目標や施策等を定めた**自転車活用推進計画**を策定
- 都道府県及び市町村は、自転車の活用推進に関する施策等を定めた**地方版自転車活用推進計画**を策定

平成30年6月

**自転車活用推進計画**を閣議決定（計画期間：2020年度まで） ※ 計画期末までに見直しを予定

⇒都道府県及び市町村に対して、**地方版自転車活用推進計画**の策定検討を要請

平成30年8月

自転車活用推進本部が、地方版自転車活用推進計画策定の手引きを作成

## 2 山形県自転車活用推進計画の策定

身近な交通手段である自転車は、自転車利用者の健康の増進、サイクルツーリズムによる観光の振興、環境への負荷の低減などに資するものであることから、山形県における自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「**山形県自転車活用推進計画**」を策定（計画期間：2021年度まで）

## 3 自転車の利用に関する山形県の現状

(1)全国調査〔平成30年度自転車保有実態に関する調査報告書（一般社団法人自転車産業振興協会）〕

### ◆山形県の優位性

- 多くの世帯で**自転車**を保有（世帯保有率：約78% **【全国第3位】**、平均保有台数：約1.5台 **【全国第2位】**）
- 学校・職場における自転車の受入れ環境が整備されていることから、**自転車の利用を始めやすい環境**

### ◆山形県の課題

- 自転車の**利用頻度**が全国で**下位**（常時使用：約44% **【全国第35位】**、使用頻度：約月8日 **【全国第39位】**）
- 自転車を**点検・整備**する**間隔**が長い（平均間隔：約3年 **【全国ワースト第1位】**）
- 自転車損害賠償任意保険（以下「自転車保険」）**への**加入率**が**低い**（加入率：約22% **【全国ワースト第2位】**）  
※自転車保険への加入率が高い府県は、いずれも条例等により加入を義務化している

### (2)県民の意識等

〔平成30年度 県政アンケート(企画振興部)〕

- ① 普段の生活で月に数回以上自転車を利用 **22.2%**
- ② 利用目的……………**1位 買い物 36.2%**  
……………2位 娯楽・レジャー 19.2%  
……………3位 健康の増進 18.3%
- ③ 県民が望む施策…**1位 自転車通行空間整備等**  
…2位 安全教育の充実等  
…3位 スポーツ・健康づくり
- ④ **自転車保険加入者が1/3未満**
- ⑤ **急な飛び出し**を迷惑・危険と感じた割合が最も高い
- ⑥ **シェアサイクルへの認識や需要は低い**
- ⑦ 健康増進に向けて取り組んでみたいスポーツとして **サイクリングの人気が高い**

### (3)有識者等の意見

〔県土整備部等によるヒアリング（H30.7～11月）〕

- 対象団体等：28の団体及び個人
- 主な聴き取り項目
  - ・ 自転車通行空間の整備
  - ・ 路面標示や案内標識の統一化
  - ・ シェアサイクルへの認識
  - ・ 自転車競技の普及振興
  - ・ インバウンド受入環境の整備
  - ・ サイクリングイベント等の情報発信
  - ・ 自転車利用マナーの向上
  - ・ 交通安全教育の充実
  - ・ 自転車保険への加入 等

## 4 自転車の活用推進に向けた本県の主な課題

 走行環境	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自転車が<b>安全で快適に利用できる道路</b>が少ない(ネットワークとして繋がっていない)</li> <li>2. 自転車利用者向けの<b>標識や案内</b>が不十分</li> <li>3. 自転車利用者<b>に配慮した道路管理</b>が不十分(自動車や歩行者への配慮のみ)</li> <li>4. <b>シェアサイクル</b>に関する<b>認識や需要</b>が低い</li> <li>5. <b>公共交通機関</b>と自転車との<b>接続・連携</b>の取組みが少ない</li> </ol>
 観光イベント	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 山形県はサイクルツーリズムに適した<b>魅力的な地域資源</b>を有しているが、国内外から<b>認知</b>されていない</li> <li>2. <b>サイクリングイベント</b>の<b>盛り上がり</b>を期待する声大きい</li> <li>3. 飲食店や宿泊施設等における<b>サイクリストの受入環境</b>が不十分</li> <li>4. <b>広域的なサイクリングルート</b>の設定を望む声が多い</li> <li>5. サイクリングイベント開催に係る<b>主催者の負担</b>が大きい(関係機関との調整等)</li> </ol>
 健康・スポーツ環境	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. サイクルスポーツは健康に資する<b>生涯スポーツ</b>として、また<b>低炭素社会</b>の構築に資する移動手段として、一層の<b>意識付け</b>と<b>イメージアップ</b>が必要</li> <li>2. サイクルスポーツ拡大に向けた<b>環境</b>が不十分</li> </ol>
 安全・安心	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自転車側に<b>違反</b>や問題が認められる事故も多い</li> <li>2. 高校生等の自転車<b>運転マナー</b>の向上が必要</li> <li>3. 運転技術や体力に不安を抱える<b>子どもや高齢者</b>等に配慮した安全教育が必要</li> <li>4. 転倒時の重症化に備えた<b>安全対策（ヘルメット着用等）</b>が不十分</li> <li>5. 自転車の<b>点検整備</b>をおろそかにする利用者が多い</li> <li>6. 自転車での通学などにおける<b>危険箇所</b>の把握・共有が不十分</li> <li>7. 高額な<b>損害賠償請求</b>を伴う自転車事故が発生する恐れがある</li> <li>8. 自動車や公共交通機関が利用できない<b>災害時</b>の有用な移動手段として注目されている</li> </ol>

## 5 自転車の活用推進に向けた目標と具体的な取組み〔市町村や自転車関係団体等との連携・協力により施策を推進〕

### ■目標1【自転車が安全で快適に通行できる環境の整備】（企画振興部、県土整備部 等）

自転車利用者のための**案内標示や自転車の走行に配慮した道路管理**の充実など、誰もが安全で快適に自転車を活用できる**自転車通行空間の整備**について、観光や生活における自転車需要等を踏まえた重点的な取組みを実施

#### 【施策の方向性と具体的な取組み】

##### (1)安全で快適な自転車通行空間のネットワークを構築する。

- ①自転車活用推進計画に関する、国及び全国の地方公共団体の動向に関する情報を収集し、市町村による自転車活用推進計画の策定を支援する。
- ②複数の市町村を安全で快適な自転車通行空間でつなぐ広域的なサイクリングモデルルートと、モデルルートの観光情報やルート整備の具体的な方策などを示した計画（山形県自転車ネットワーク計画）を策定する。
- ③市町村自転車ネットワーク計画及び山形県自転車ネットワーク計画に基づき、自転車通行空間の整備を実施する。

##### (2)自転車利用者に対する標識等の統一を推進する。

- ④道路標識や路面標示の県内統一仕様作成を目指し、関係機関と調整する。
- ③**自転車の安全な通行に配慮し、既存道路の適切な管理を推進する。**
- ⑤市町村自転車ネットワーク計画及び山形県自転車ネットワーク計画に基づき、自転車利用者の視点に立った道路管理を強化する。

##### (4)車社会かつ雪国である本県の実情を踏まえ、観光振興面、地域公共交通面での自転車活用の有用性、有効性を検討する。

#### 【指標】

- (I)自転車活用推進計画を策定した市町村数：1団体(2018年度)⇒3団体(2021年度)
- (II)山形県自転車ネットワーク計画を2020年度まで策定
- (III)山形県自転車ネットワーク計画に基づく路面標示：0km(2018年度)⇒県管理道路全線(2021年度)

#### 広域的なサイクリングモデルルートの設定 (イメージ)



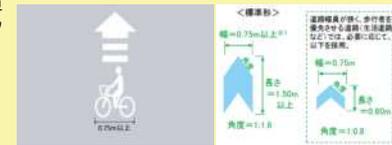
さくらぼサイクリングロード  
(天童市)



自転車道 (山形市)



市町村自転車  
ネットワーク  
計画  
(寒河江市)



路面標示の仕様例  
(出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン)



自転車専用通行帯  
(山形市)

### ■目標2【サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進】（観光文化スポーツ部、県土整備部 等）

自転車利用者**に安心と快適を提供する受入れ環境づくり**や、山形県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する**情報の発信**、サイクリングイベント開催時における**官民の協力体制の構築**を推進

#### 【施策の方向性と具体的な取組み】

##### (1)山形県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する情報を発信する。

- ①サイクルツーリズムの認知度向上を図るため、ウェブサイト等を活用したサイクリングルート等の情報発信や海外旅行社の招請、多言語によるサイクリングマップの制作などを実施する。

##### (2)サイクリストを受け入れるための機運を醸成し、受入環境の整備を推進する。

- ②地域のインバウンド受入協議会が実施する海外からのサイクリスト受入に向けた機運醸成の取組み（シンポジウムや研修会等）に対する支援を行う。
- ③道の駅を対象にサイクリストが利用しやすい設備整備に対する支援を行う。

##### (3)安全で快適な自転車通行空間のネットワークを構築する。【目標1-(1)の再掲】

- ④複数の市町村を安全で快適な自転車通行空間でつなぐ広域的なサイクリングモデルルートの整備に向けた計画（山形県自転車ネットワーク計画）を策定する。【目標1-②の再掲】

##### (4)サイクリングイベント開催に必要な行政手続きの円滑化を推進する。

- ⑤警察及び道路管理者は、各種許可申請時におけるサイクリングイベント主催者の負担軽減のため、申請上のポイントを県のホームページに各々掲載し、事前に周知する等、申請手続きの効率化を図る。

#### 【指標】

- (I)サイクルラックを設置した道の駅(全21駅中)：10駅(2018年度)⇒13駅(2021年度)
- (II)山形県自転車ネットワーク計画を2020年度まで策定【目標1-(II)の再掲】



サイクリングマップ  
(山市・寒河江市)



鳥海ブルーラインヒルクライム  
from 日本海 (遊佐町)



かみのやま・ワールド・ラ・フランス  
(山市)



ツール・ド・さくらぼ  
(寒河江市)



ツール・ド・みちのくおとぎ街道グルライド(高島町)



道の駅 川のみなと長井(長井市)  
サイクルラックの設置

### ■目標3【サイクルスポーツの振興や環境にやさしい自転車利用の促進等による活力ある健康長寿社会の実現】（環境エネルギー部、健康福祉部、教育庁 等）

サイクルスポーツに親しみやすい環境づくりや、環境にやさしい移動手段としての自転車利用を促進し、**楽しみながら健康づくりを行うための取組み**としての自転車活用を推進

#### 【施策の方向性と具体的な取組み】

##### (1) 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

①県内の自転車を活用したイベントの周知を健康づくりの普及啓発に併せて実施する等、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を実施する。

##### (2) 県民、企業等への呼びかけにより、CO2排出量の削減につながる自転車でのエコ通勤を促進する。

②エコ通勤の普及に向けた広報活動において、自転車通勤促進を周知する。

##### (3) サイクルスポーツの環境整備等について、関係団体等との意見交換を行う。

##### (4) 安全で快適な自転車通行空間のネットワークを構築する。【目標1-(1)の再掲】

③市町村自転車ネットワーク計画及び山形県自転車ネットワーク計画に基づき、自転車通行空間の整備を実施する。【目標1-③の再掲】

#### 【指標】

(I) 山形県自転車ネットワーク計画を2020年度まで策定



スライダージェンジョイカップ  
(寒河江市)



クリテリウム新庄大会  
(新庄市)



エコ通勤のポスター  
(自転車通勤を含む)

### ■目標4【自転車・自動車双方の交通マナー向上と安全教育の充実等による事故のない安全で安心な自転車の活用】（防災くらし安心部、警察本部 等）

自転車の**運転マナー向上**や**安全利用の意識の醸成**のため、関係機関・団体が連携した**広報啓発**や**交通安全教室**の実施等を一層進めていくとともに、自転車を安心して利用するため、自転車利用者による**定期的な点検整備**の実施や**自転車保険への加入**を促進

#### 【施策の方向性と具体的な取組み】

##### (1) 自転車利用に関する県民の交通安全意識の向上に資する効果的な広報啓発活動を推進する。

①交通安全県民運動実施要綱の推進項目に「自転車利用時の交通事故防止」を盛り込み、自動車運転者と自転車利用者双方の交通安全意識の向上を図る。

##### (2) 自転車利用者に対する交通安全教育を推進する。

②学校などにおける交通安全教室の開催等を推進する。

##### (3) 自転車利用者自身を守る安全対策を推進する。

③交通安全県民運動の取組み等によりヘルメットの着用など安全対策の普及・啓発を推進する。

④夜光反射材の貼付など事故に遭わない取組みを推進する。

##### (4) 自転車利用者に対する指導・取締りを推進する。

⑤自転車月間（5月）の周知と月間中の重点的な指導・取締りを実施する。

##### (5) 事故を未然に防ぎ、安全な利用のための自転車の管理や点検整備を推進する。

⑥ブレーキ点検など自分でできる安全管理の普及・啓発を推進する。

⑦学校や保護者、販売店等の連携による定期的な点検整備を推進する。

##### (6) 自転車による主要な通学路及びその危険箇所を把握・共有する。

⑧自転車による主要な通学路における安全点検体制構築を検討する。（先進事例の収集等）

##### (7) 万が一の事故に備える自転車保険の加入を促進する。

⑨交通安全教室など様々な機会を捉えて自転車保険の必要性の周知を図る。

⑩関係機関・団体との連携による自転車保険の加入を促進する。

##### (8) 自動車や公共交通機関が利用できない災害時における自転車の活用を推進する。

⑪災害時の自転車の活用推進について、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」等へ盛り込むなど、危機管理体制の強化を検討する。

#### 【指標】

(I) 学校(小・中・高・特別支援学校)における交通安全指導実施率:99.8%(2015年度)⇒100%(2021年度)



小学生自転車教室（寒河江市内）



高校生自転車教室  
(村山市内の自動車学校)



交通安全子供・高齢者自転車大会  
(県総合交通安全センター)

## 計画の主な検討経過

年月日	内容	備考	H31.2.5	H30第3回 自転車活用推進計画連絡会議	施策の方向性・具体的な取組内容・指標の確認、推進計画（原案）の検討
H30.7.23	H30第1回 自転車活用推進計画連絡会議	連絡会議の設立趣旨・今後の進め方の説明	H31.3.7	県議会2月定例会	建設常任委員会において推進計画（原案）の報告
H30.7~11	有識者等へのヒアリング	自転車関係団体、自転車販売業者、サイクリングイベント運営者等への聴き取り	H31.4~5	パブリックコメント	(市町村への意見照会も実施)
H30.11.27	自転車活用推進計画連絡会議 作業部会	課題・目標の検討	R元.5.31	R1第1回 自転車活用推進計画連絡会議	パブリックコメントの結果を踏まえた推進計画（最終案）の検討
H30.12.25	H30第2回 自転車活用推進計画連絡会議	計画の構成・目標の確認、施策の方向性・具体的な取組内容・指標の検討	R元.6.27	県議会6月定例会	建設常任委員会において推進計画（最終案）の報告
			R元.8.5	山形県自転車活用推進計画策定	関係機関への通知、県のホームページで公表